

はじめに



わが国において、男女共同参画社会を実現することが21世紀の重要課題の一つとして掲げられており、男女共同参画社会基本法に基づく積極的な取り組みが進められています。

本市におきましても、「下妻市男女共同参画推進プラン」の策定、女性団体の育成等を推進し、男女共同参画社会に向けた施策を着実に推進してまいりました。

さらに、一人ひとりの個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指し、行政のみならず市民や事業者などが一体となって男女共同参画を推進するための基本計画として、この度、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

「広げよう 心と心がつながる社会 ～大切なパートナー 対等なパートナー～」を基本理念とし、下妻市の地域性を大切にしながら、互いに人権を尊重し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を目指します。

今後、この推進プランを基本に、市民の皆様、関係機関や諸団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました下妻市男女共同参画推進委員会委員の皆様、深く感謝申し上げますとともに、貴重なご意見をお寄せいただきました市民・団体の皆様、厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

下妻市長

穂葉 本治

第2次下妻市男女共同参画推進プラン 目次

1章	プラン策定にあたって	1
1.	プラン策定の趣旨	2
2.	プランの性格と位置づけ	3
3.	プランの期間	4
4.	プランの策定体制	5
5.	策定にあたっての基本方針	6
2章	プラン策定の背景	7
1.	プラン策定の背景（世界の動き・国の動き・県の動き・下妻市の動き）	8
3章	男女共同参画を取り巻く現状	11
1.	時代潮流	12
2.	人口構造	14
3.	下妻市における男女共同参画を取り巻く状況	16
4章	プラン策定の基本的考え方	21
1.	プランの基本理念	22
2.	プランの目標	23
3.	施策の体系	24
5章	施策の展開	25
	基本目標Ⅰ	26
	基本目標Ⅱ	32
	基本目標Ⅲ	36
	基本目標Ⅳ	40
6章	実施事業計画	45
	基本目標Ⅰ	46
	基本目標Ⅱ	49
	基本目標Ⅲ	52
	基本目標Ⅳ	55
7章	プランの推進体制	61
1.	プラン推進体制の充実	62
2.	関係機関との連携強化	62
3.	着実な進行管理	63

資料	65
1. 策定の経緯	66
2. 下妻市男女共同参画推進委員会設置要綱	67
3. 下妻市男女共同参画推進委員名簿	68
4. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	69
5. 男女共同参画社会基本法	71
6. 茨城県男女共同参画推進条例	76
7. 下妻市男女共同参画推進条例	79
8. 第3次男女共同参画基本計画の概要	82
9. 用語解説	83
10. 相談窓口一覧	86



 1章■プラン策定にあたって 

1. プラン策定の趣旨

我が国では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題の一つとして位置づけ、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画」について、「男女が、対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定を、第 13 条では国に、第 14 条では都道府県に義務づけています。また、市町村においても、第 14 条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

平成 12 年には国の「男女共同参画基本計画」、平成 13 年度には茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン（平成 13 年度～平成 22 年度）」が策定され、県内市町村においても市町村男女共同参画計画が策定されました。

その後、国において男女共同参画局が開設され、仕事と家庭の両立支援や女性のチャレンジ支援策などの取組が進められ、平成 17 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

下妻市においては、平成 19 年度～平成 23 年度を計画期間とする「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めました。

徐々に男女共同参画への意識が市民に浸透してきましたが、この間、少子高齢化の進展や、経済の低迷、雇用環境の悪化などとともに、生活様式の変容・多様化など市民を取り巻く環境が変化しています。

女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方を可能にする社会環境が求められており、今後より一層の意識づくりや環境づくりが必要となっています。

こうした状況を踏まえて、下妻市でも、男女共同参画推進条例に基づき、一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本的方向性を示す指針として、「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定します。



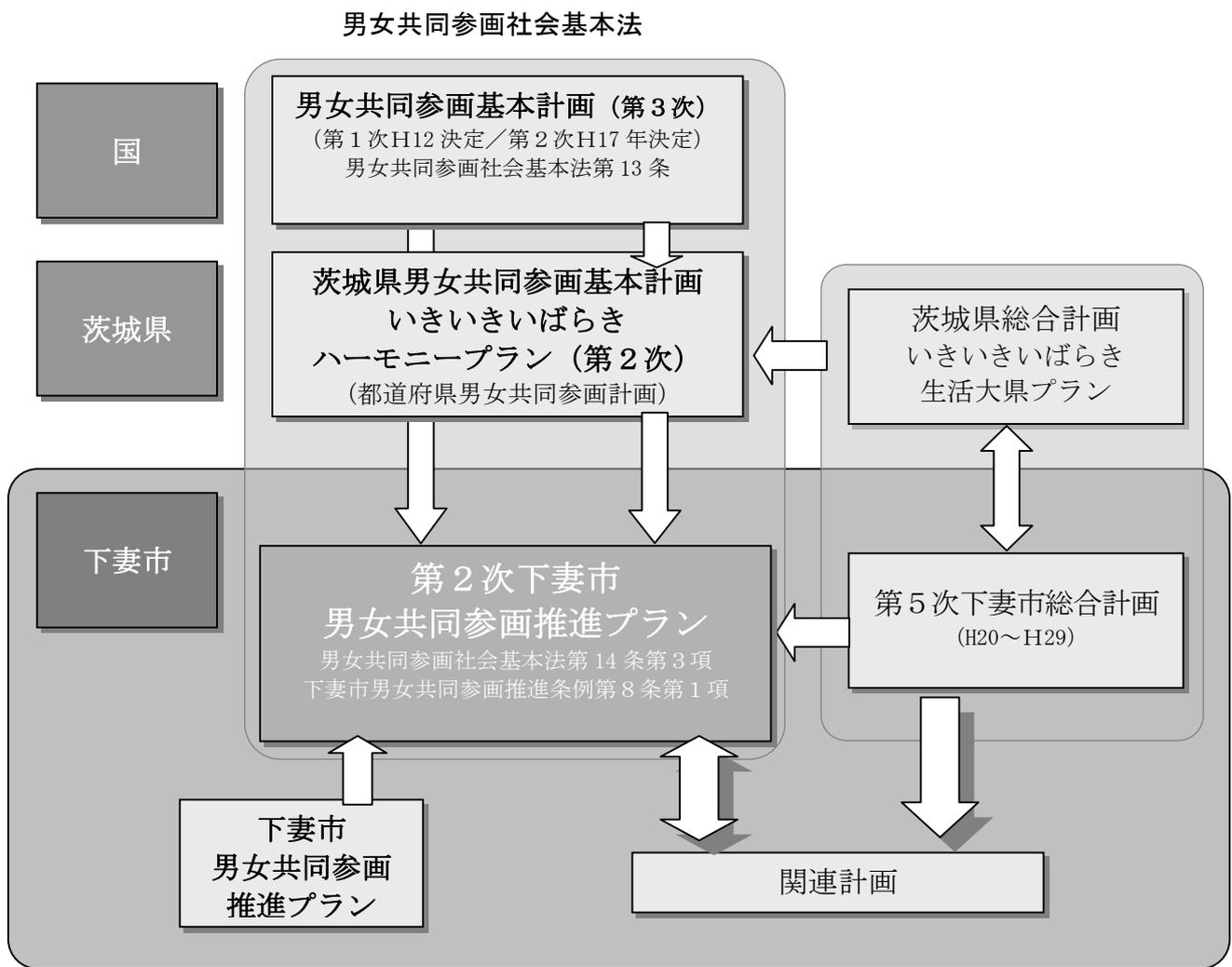
2. プランの性格と位置づけ

下妻市は、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」を、下妻市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画と位置づけます。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画基本計画いきいきいばらきハーモニープラン（第2次）」との整合を図ることとします。

また、他の法令による計画との整合を図る観点から、「第5次下妻市総合計画」を上位計画とし、関連計画との整合に留意した計画策定を進めます。

●計画関係図



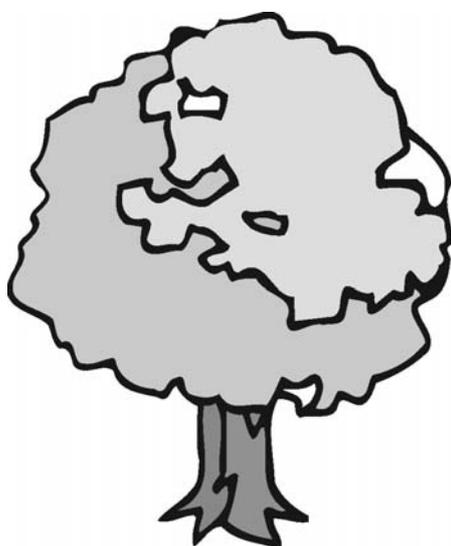
3. プランの期間

「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」との整合を図ることから、それぞれ平成27年度の実施計画部分にあたる見直し状況を踏まえ、同時に国内外の社会状況を勘案したうえで、平成28年度に見直し作業を実施することとします。

そのため、「下妻市男女共同参画推進プラン」の計画期間は平成24年度～平成28年度の5年間とします。

●計画期間

年 度	23	24	25	26	27	28
国 第3次男女共同参画基本計画	(平成23年度～平成27年度)				見直し	
茨城県男女共同参画基本計画(第2次) いきいきいばらきハーモニープラン	(平成23年度～平成27年度)				見直し	
第2次下妻市男女共同参画推進プラン	プラン 策定	(平成24年度～平成28年度)			見直し	





4. プランの策定体制

①下妻市男女共同参画推進委員会

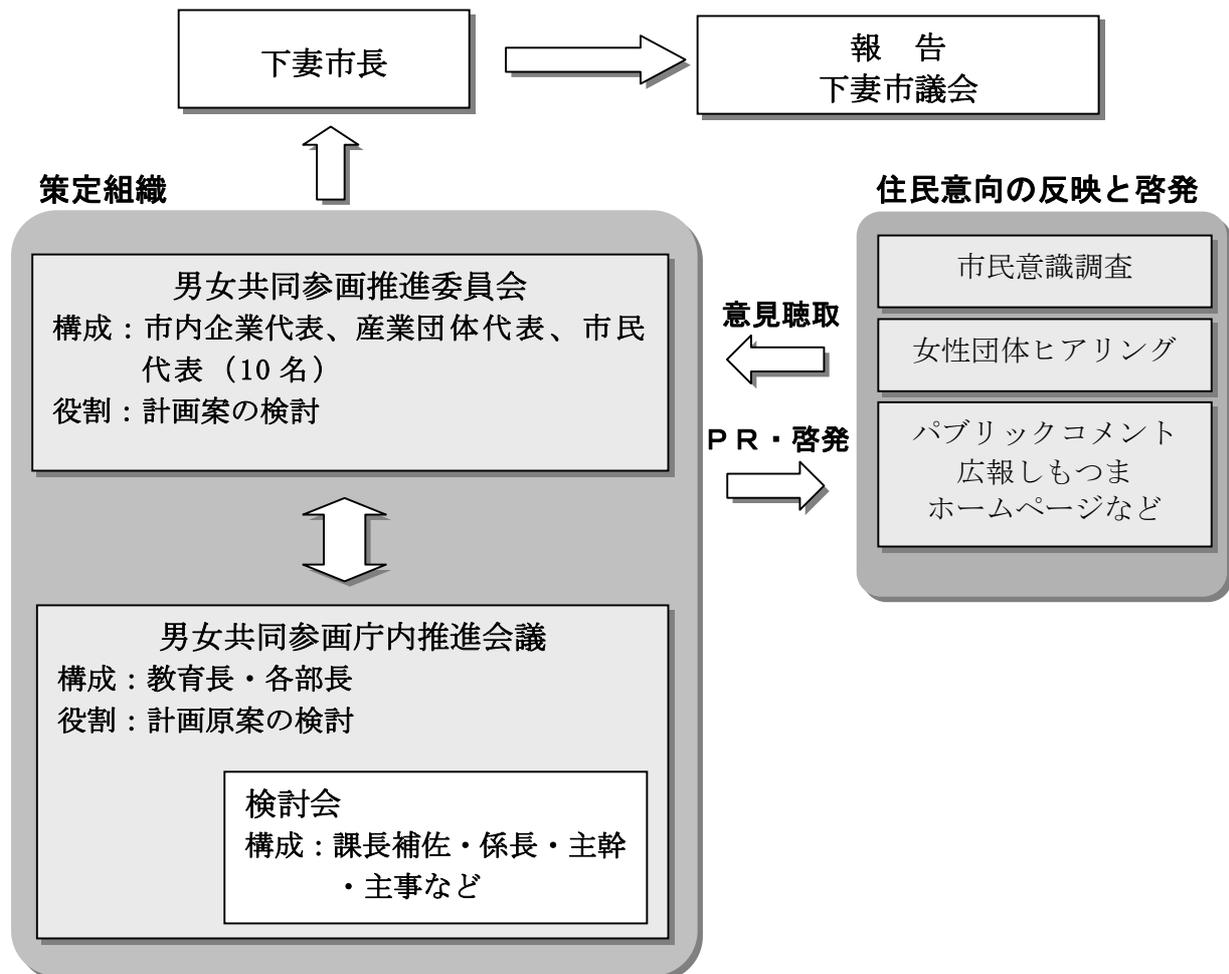
「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」は、家庭、職場、学校、地域、行政等あらゆる分野における男女共同参画の推進を目指しています。その議論の場として、「下妻市男女共同参画推進委員会」を設置します。

この委員会は、企業や産業関係団体の関係者や、地域においてボランティア活動をされている委員で構成され、計画案を検討します。

②下妻市男女共同参画庁内推進会議・検討会

下妻市における男女共同参画の推進は、行政が率先して取り組む必要があります。そのため、男女共同参画に関する施策や方向性を検討する場として、「下妻市男女共同参画庁内推進会議・検討会」を設置します。

この庁内推進会議・検討会では、各課における男女共同参画に関する事業等を調査し、その結果を基にプランの原案を検討します。



5. 策定にあたっての基本方針

策定にあたっては、次のような方針に立っています。

- 平成18年度に策定した「下妻市男女共同参画推進プラン」を踏まえ、時代の変化や国及び県の動き、本市の概況や女性を取り巻く環境、本市における施策の進捗状況、市民意向などを的確に捉えながら計画策定を進めます。
- 実効性の高い計画を目指し、施策の再整理と事業の精査を行うとともに、可能な範囲で具体的な施策と事業を設定します。
- 今日的課題に的確に対応した計画を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画のための積極的是正措置（ポジティブ・アクション）、女性に対する暴力の根絶（ドメスティック・バイオレンス対策）などの施策展開について、重点化を図ります。
- 新たな課題への対応として、男性・子どもにとっての男女共同参画、地域・防災などにおける男女共同参画に係る施策展開に取り組みます。
- 下妻市に住む一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、男女共同参画推進条例に基づき、住民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現に取り組みます。



 2章■プラン策定の背景 

1. プラン策定の背景

①世界の動き

戦後、国際連合（国連）は、国連憲章の前文において国際文書として初めて男女同権の確認を明文化し、昭和23年（1978年）に世界人権宣言を出しています。

その後、国連は昭和50年（1975年）には「第1回世界婦人会議（メキシコシティ）」が開催され、「国際婦人年」の目的「平等、開発、平和」の達成に向けて今後10年間に各国が取るべき政策の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）には「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、以降昭和55年（1980年）にコペンハーゲン、昭和60年（1985年）にナイロビ、平成7年（1995年）到北京で世界会議が開催され、それぞれ平成12年（2000年）に向けた戦略目標が採択されました。

平成12年（2000年）には「2000年世界女性会議」が、平成17年（2005年）には国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

平成18年（2006年）、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取組や推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

また、平成23年（2011年）1月には国連の新しい女性機関（UN Women）が発足（既存のジェンダー機関統合）し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取組を進めている他、9月には「APEC女性と経済サミット」が開催されました。

②国内の動き

昭和20年（1945年）、日本では婦人参政権の付与が決定され、同年12月には「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年11月、「法の下での平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。

昭和52年（1977年）、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。

昭和55年（1980年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、国内法の整備が進められ、昭和59年（1984年）には「国籍法」及び「戸籍法」改正、昭和60年（1985年）には「国民年金法」改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）を制定し、同条約を昭和60年（1985年）に批准しました。その後も、「育児休業法（現：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」の整備や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」「次世代育成支援対策推進法」等の法律が制定されました。

そして、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年に同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成13年には内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。

その後、「男女共同参画基本計画」は2回の改定を経て現在は「第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）」のもと男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。



③茨城県の動き

茨城県においては、昭和 53 年（1978 年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取組が始まりました。（平成 6 年に福祉部に女性青少年課を設置）

その後、国連や国の動きを受けて、平成 3 年（1991 年）に「いばらきローズプラン 21」を策定、さらに平成 8 年（1996 年）、県が取り組むべき女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

平成 11 年（1999 年）、福祉部から知事公室へ女性青少年課を組織改編、平成 13 年、「男女共同参画社会基本法」の理念を受け、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定しました。

続いて平成 14 年（2002 年）、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 13 年度から平成 22 年度まで）を策定し、本県における男女共同参画社会形成のための新たな歩みが始まりました。

そして、同計画の計画期間終了に伴い平成 23 年（2011 年）に、新たな「茨城県男女共同参画実施計画（第 2 次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を策定しています。

④下妻市の動き

下妻市では、平成 15 年度に下妻市（当時）住民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」を実施、平成 17 年度に千代川村（当時）住民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」を実施し、平成 18 年度の合併後、再集計したデータ「新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」に基づき、「女（ひと）と男（ひと）とが手を取り合い、個性をかがやかせるまち下妻」を基本理念とする「下妻市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

策定にあたっては、有識者や関係団体、市民などで構成される「下妻市男女共同参画推進委員会」と、庁内組織である「下妻市男女共同参画庁内推進会議」、「下妻市男女共同参画庁内推進会議検討会」において審議・検討を行っています。

計画策定後、市内女性団体連絡会議の開催など市内女性団体との連携や、男女共同参画社会の実現に向けた講演会の開催、国・県等の専門機関による研修・講演会への参加促進をはじめ、全庁的な取組を進め、年度毎に進捗状況調査を実施しているところです。



 3章 ■ 男女共同参画を取り巻く現状 

1. 時代潮流

① 少子高齢化の進行

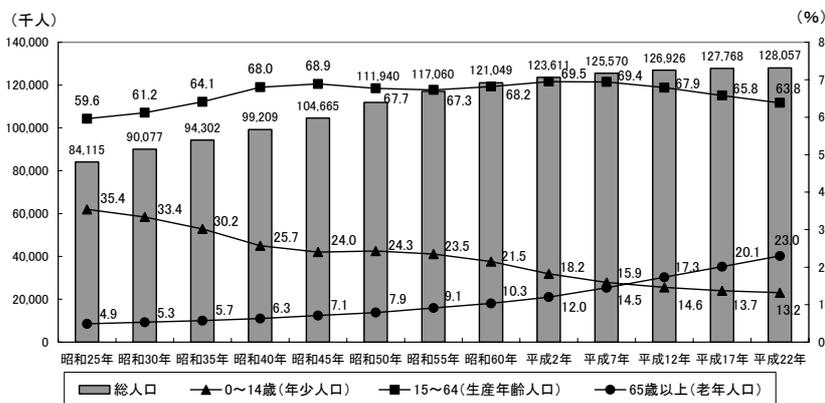
我が国では、出生数の低下による少子化が予想を上回る速度で進んでいます。この影響により、戦後右肩上がりに増加していった総人口は次第に緩やかな傾きをたどり、平成12年（2000年）からはほぼ横ばいで推移し、我が国はすでに人口減少時代に移行しつつあります。

また、戦後の我が国の発展や医療技術の進歩などにより平均寿命が伸長したため、高齢者人口が増加し、少子化の影響と相まって高齢化が深刻な課題となっているところです。

下妻市の状況を見ると、合計特殊出生率は1.52と茨城県平均1.39と比較すると高い状況がありますが、人口置換水準（人口を維持するのに必要な人口）である2.08には及ばない状況であり、今後も全国的な状況と同様に少子高齢化が進んでいくものと予測されます。

本市においても、行政、家庭、地域社会が一体となって子育て支援など少子化対策を推進していくとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた、子どもが産み育てやすい環境の整備を進めていく必要があります。

● グラフ 我が国の総人口と年齢3区分人口の推移



資料：各年国勢調査

② ライフスタイルの変化

産業構造の変化やグローバル化、文化の多様化にともない、既存の価値観や慣習にとらわれず、家族観・仕事観・余暇行動・消費行動などにおいて一人ひとりの個人が様々な分野で自由にライフスタイルを選択する時代へと変化してきています。

また、男女共同参画の取組により、「男性だから」、「女性だから」など、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自分らしい生き方を選択できる時代が近づいてきています。

さらに、自らの生き方の選択をするなかで、一人ひとりが、それぞれの価値観と責任に基づき、自己実現を図っていく傾向がさらに強まっていくものと考えられます。

本市においても、市民のライフスタイルの多様化に伴うニーズを捉え、家族観・仕事観・消費活動・余暇活動の多様化に対応した行政サービスを展開することが必要となっています。

③ 国際化・グローバル化

我が国のこれまでの発展を支えてきた日本経済は、グローバル化のなかで大きな変革期を迎えており、今や世界経済は一体化と多極化が同時に進行する様相を呈しています。

グローバル化は経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでいます。



一方、女性の地位向上に向けた取組についても、国際的な取組を踏まえて推進されてきており、北京会議等国際的な女性会議における議論や、女子差別撤廃条約をはじめとする各種条約なども、我が国及び国内市町村の男女共同参画に関する取組推進に大きな影響を与えているところです。

このような状況のなか、本市においても、国際的な取組と歩調を合わせながら、引き続き男女共同参画社会実現を目指した取組を推進していく必要があります。

また、地域における多文化共生の観点から、市内在住の外国人との交流促進を図る必要があります。

●表 国籍別外国人登録者数

区分	総数	ブラジル	ペルー	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	タイ	その他
平成14年	1,452	449	419	282	86	50	85	81
平成15年	1,425	390	438	296	80	53	78	90
平成16年	1,630	358	468	478	85	49	76	116
平成17年	1,666	352	467	480	120	42	82	123
平成18年	2,041	316	586	494	230	53	139	223
平成19年	2,035	297	576	517	225	46	122	252
平成20年	2,000	268	550	521	263	46	127	225
平成21年	2,039	278	521	508	291	52	121	268
平成22年	1,978	235	517	486	311	49	118	262
平成23年	1,793	212	487	421	272	45	103	253

*各年4月1日現在(単位:人) 資料:市民課

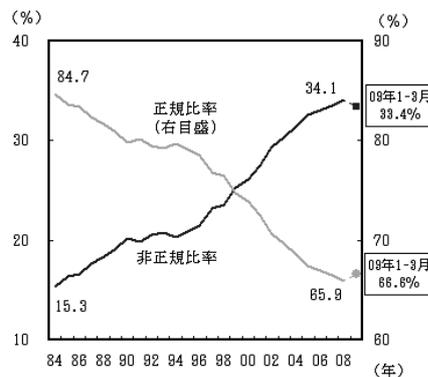
④就業状況をめぐる変化

産業構造が大きく変革するなかで、近年の雇用環境は厳しい状況が続いています。

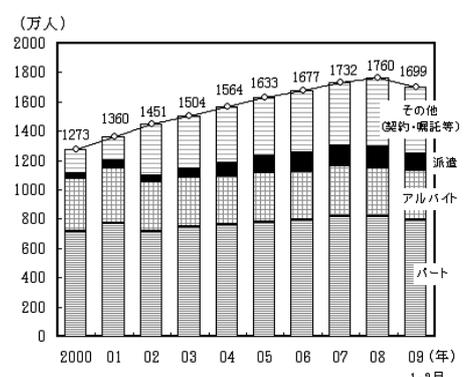
雇用者における正規・非正規比率を見ると、正規比率が大きく減少していくにともない、非正規比率が増加している状況です。特に女性の非正規雇用比率は、男性と比較して高く、かつては比較的正規雇用比率が高かった20歳代～30歳代で非正規雇用への転換が進んでいることがわかります。

●グラフ 雇用者における正規・非正規比率の推移・雇用形態別非正規雇用者数

(1) 雇用者における正規・非正規比率の推移

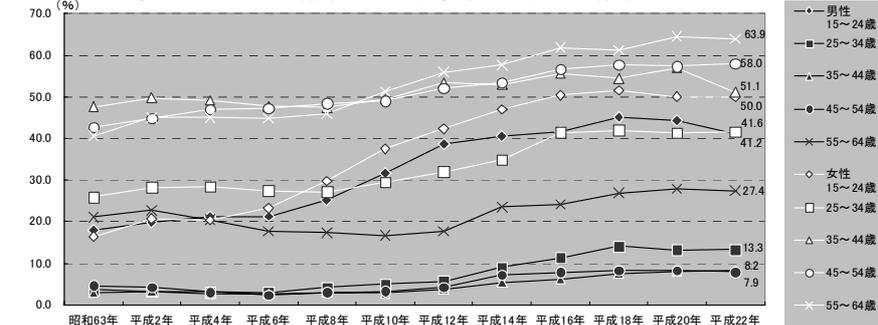


(2) 雇用形態別の非正規雇用者数



出典：平成21年度年次経済財政報告

●グラフ 男女別・年齢階級別非正規雇用比率の推移



資料：労働力調査

3章 ■ 男女共同参画を取り巻く現状

2. 人口構造

①人口世帯の推移

下妻市の人口は、昭和55年以降増加していましたが、平成17年に減少に転じ、平成22年の「国勢調査」では44,987人と平成7年の人口より減少しています。男女の構成比は一貫してほぼ5割で推移しています。

世帯数の推移を見ると昭和55年以降一貫して増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は減少を続け、平成22年は3.0人となっています。

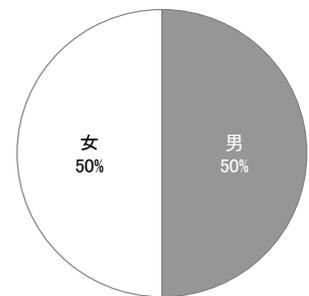
●表 総人口・世帯数・一世帯あたりの人員の推移

	人口			世帯数	一世帯あたりの人員
	総数	男	女		
昭和55年	39,337	19,339	19,998	9,441	4.2
昭和60年	41,506	20,549	20,957	10,227	4.1
平成2年	42,704	21,274	21,430	11,257	3.8
平成7年	45,466	22,855	22,611	12,951	3.5
平成12年	46,544	23,308	23,236	14,059	3.3
平成17年	46,435	23,127	23,308	14,790	3.1
平成22年	44,987	22,418	22,569	14,890	3.0

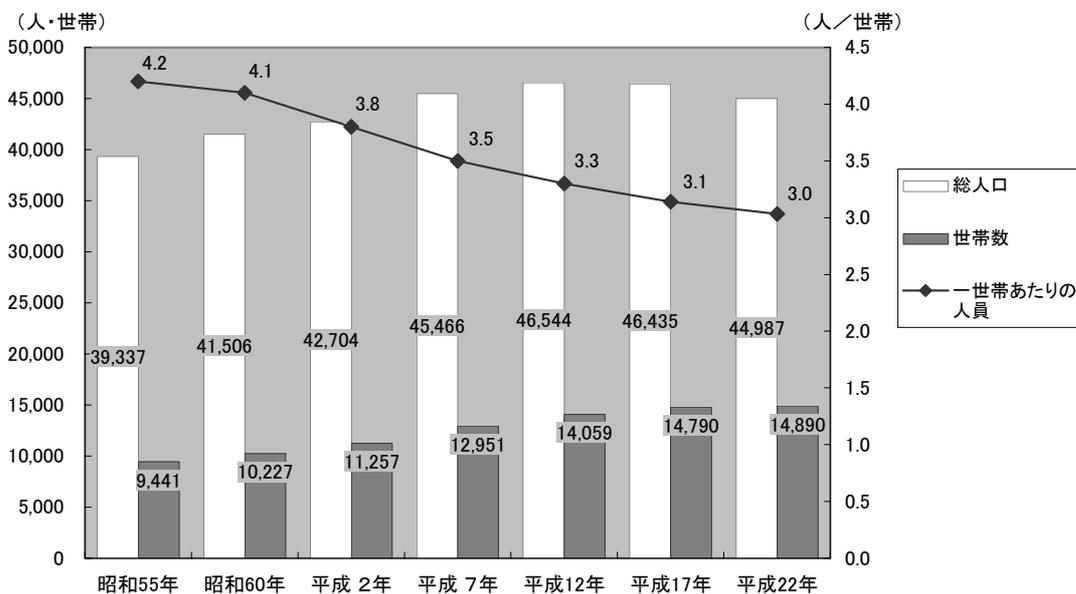
資料:各年国勢調査

●グラフ

男女別構成比(平成22年)



●グラフ 総人口・世帯数・一世帯あたりの人員の推移



資料:各年:国勢調査

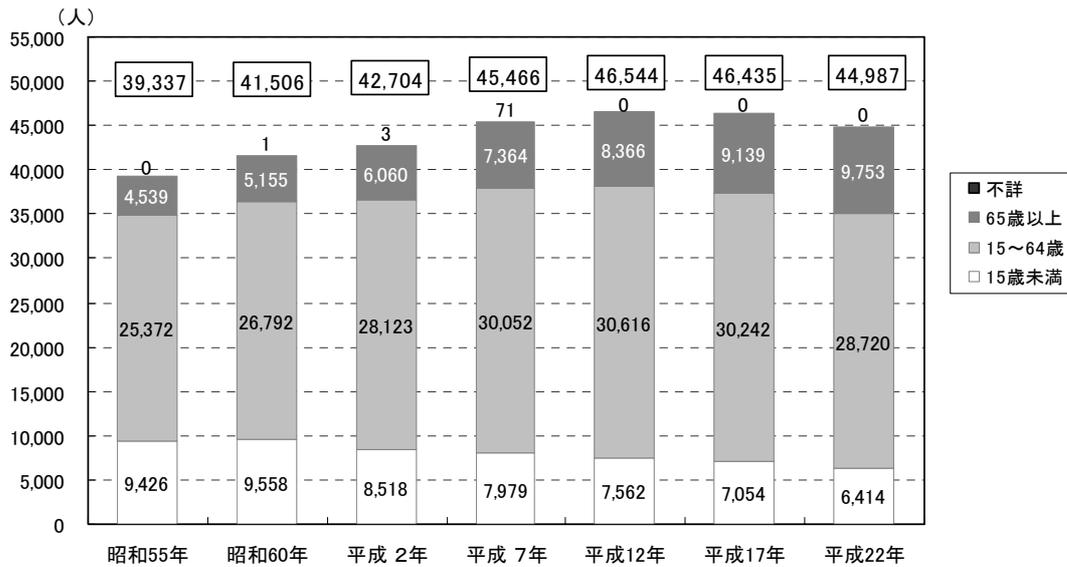


②年齢3区分人口構成

下妻市の年齢3区分人口の構成を見ると、15歳未満人口及び15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加しており、少子・高齢化が進んでいます。

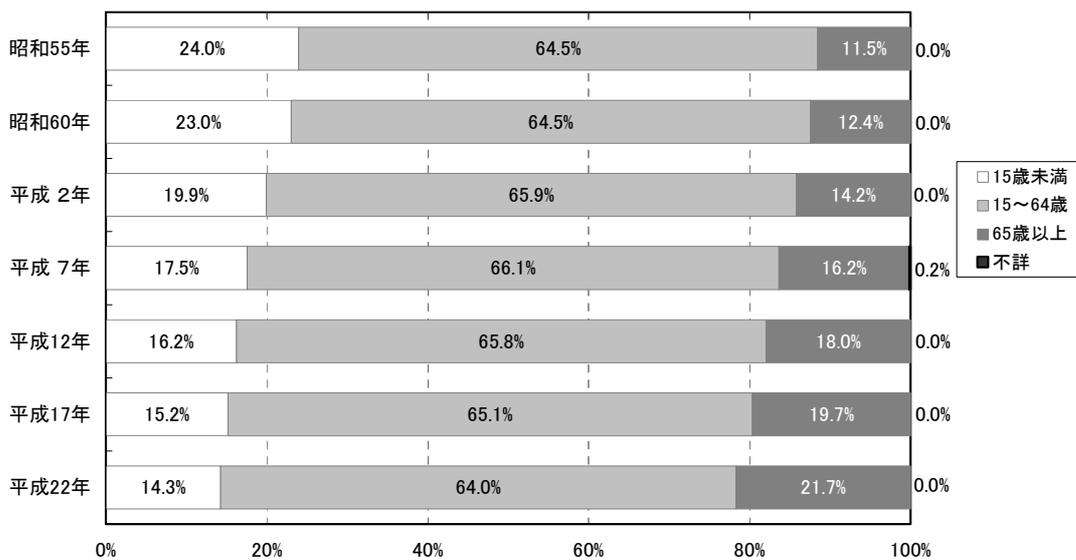
また、年齢3区分人口構成比で見ると、昭和55年では、15歳未満人口が24.0%、65歳以上人口が11.5%と、15歳未満人口が65歳以上人口を上回っていましたが、平成22年では、15歳未満人口が14.3%、65歳以上人口が21.7%と、大きく逆転しています。

●グラフ 年齢3区分人口の推移



資料：各年国勢調査

●グラフ 年齢3区分人口構成比の推移



資料：各年国勢調査

3. 下妻市における男女共同参画を取り巻く状況

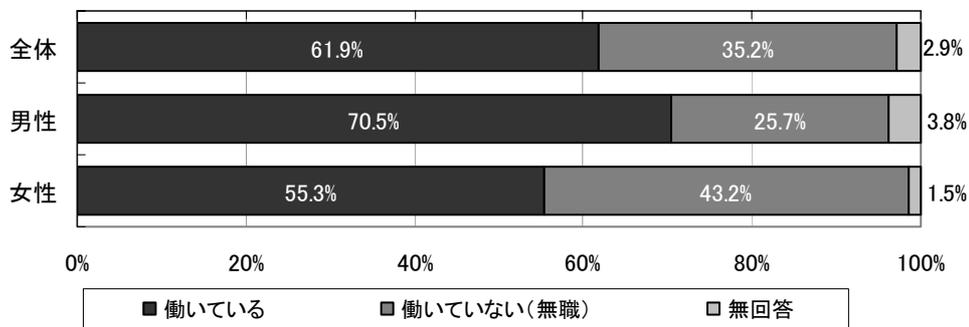
① 就業状況

平成 23 年 6 月に実施した「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、回答者全体の 61.9% の人が就業しており、男女別で見ると、男性は 70.5%、女性は 55.3% と性別により就業状況に差が見られます。

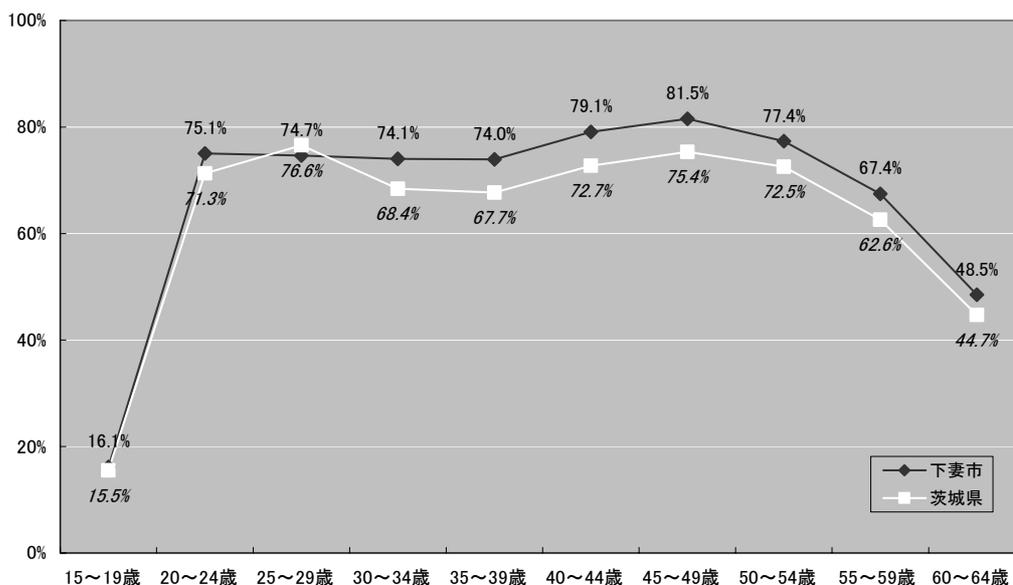
平成 22 年の女性の 5 歳年齢階級別労働力率について、下妻市と茨城県を比較すると、25 歳～29 歳を除くすべての年齢階級で茨城県平均を上回っています。また 20 歳～40 歳の結婚・子育て世代の M 字カーブは、茨城県よりも更に穏やかになっていることが分かります。

● 設問 あなたは現在、働いていますか。

(下妻市男女共同参画に関する市民意識調査〈平成 23 年 6 月実施〉)



● グラフ 女性の 5 歳年齢階級別労働力率 (平成 22 年国勢調査)



* 労働力率 = (労働力人口総数 + 非労働力人口総数) / 労働力人口



②男女の性別役割分担意識・平等意識

「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、男女の地位の平等について伺ったところ、『学校教育の場』や『市民活動への参加機会』では「平等」と回答した人が5割以上となりました。

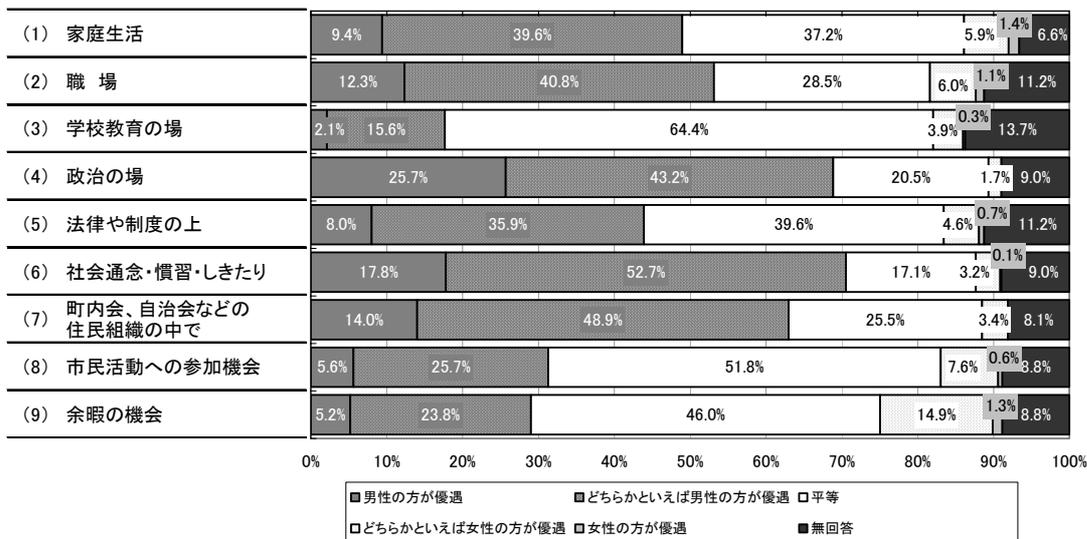
しかし、他のすべての項目で「男性の方が優遇」もしくは「どちらかといえば男性の方が優遇」と回答した人が多く、特に『社会通念・慣習・しきたり』や『政治の場』では不公平感が強くなっています。

前回調査（「新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」〈平成18年〉）の同じ設問との比較では大きな変化は見られませんが、平等感は若干向上していることが分かります。

●設問 あなたは、次のような面で男女の地位は平等になっていると思いますか。

（下妻市男女共同参画に関する市民意識調査〈平成23年6月実施〉）

	男性の方が優遇		市前回調査		どちらかといえば男性の方が優遇		市前回調査		平等		市前回調査		どちらかといえば女性の方が優遇		市前回調査		女性の方が優遇		市前回調査		無回答		市前回調査	
	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%	票数	%
(1) 家庭生活	67	9.4%	10.1%	282	39.6%	46.0%	265	37.2%	31.0%	42	5.9%	5.1%	10	1.4%	1.0%	47	6.6%	6.8%						
(2) 職場	88	12.3%	12.2%	291	40.8%	45.2%	203	28.5%	25.3%	43	6.0%	2.9%	8	1.1%	1.0%	80	11.2%	13.5%						
(3) 学校教育の場	15	2.1%	2.1%	111	15.6%	11.4%	459	64.4%	64.6%	28	3.9%	4.4%	2	0.3%	0.8%	98	13.7%	16.7%						
(4) 政治の場	183	25.7%	26.8%	308	43.2%	39.7%	146	20.5%	19.0%	12	1.7%	0.6%	0	0.0%	0.4%	64	9.0%	13.5%						
(5) 法律や制度の上	57	8.0%	8.9%	256	35.9%	28.9%	282	39.6%	39.9%	33	4.6%	5.9%	5	0.7%	1.0%	80	11.2%	15.4%						
(6) 社会通念・慣習・しきたり	127	17.8%	20.5%	376	52.7%	48.1%	122	17.1%	14.8%	23	3.2%	3.0%	1	0.1%	0.4%	64	9.0%	13.1%						
(7) 町内会、自治会などの住民組織の中で	100	14.0%	15.6%	349	48.9%	46.8%	182	25.5%	23.2%	24	3.4%	2.3%	0	0.0%	0.8%	58	8.1%	11.4%						
(8) 市民活動への参加機会	40	5.6%	4.2%	183	25.7%	24.9%	369	51.8%	49.8%	54	7.6%	6.7%	4	0.6%	1.3%	63	8.8%	13.1%						
(9) 余暇の機会	37	5.2%	5.7%	170	23.8%	27.2%	328	46.0%	38.2%	106	14.9%	14.3%	9	1.3%	1.3%	63	8.8%	13.3%						



3章 ■ 男女共同参画を取り巻く現状

③ 各種相談事業の相談件数

本市の相談事業の状況を見ると、母子及び女性のDV相談は、年間で1件～5件の間で推移しており、潜在的なニーズの可能性はあるものの、相談件数は少ない状況にあります。

支援を必要とする人が適切に相談を受けることができるよう、行政相談、人権相談、心配ごと相談などは、決まった相談日を設けて実施していますが、なお一層、広報周知を図っていく必要があります。

「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」においても、DVに関する相談についての設問では、『どこにも誰にも相談しなかった』が一番多く、次いで『友人・知人』、『家族』の順になっており、『公的な機関や相談窓口相談した』人はわずか2.0%となっています。しかし、前回調査の同じ設問と比較すると、どの項目も増加しており、誰かに相談した人が確実に増加していることが分かります。

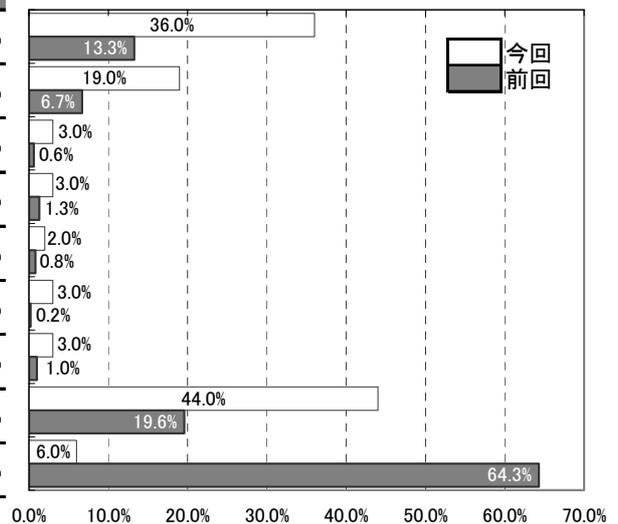
●表 男女共同参画に関する相談事業の実施状況

	母子の相談	女性のDV相談	行政相談	人権相談(困りごと)	心配ごと相談(一般相談)	心配ごと相談(法律相談)
平成19年度	—	5件	月2回	34件	34件	127件
平成20年度	—	2件	月2回	7件	26件	103件
平成21年度	3件	2件	月2回	8件	15件	94件
平成22年度	5件	1件	月2回	10件	13件	78件

●設問 夫や妻、親密な関係にあるパートナー、恋人から、何らかの暴力を一度でも受けたことがある方にうかがいました。あなたはそのことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

(下妻市男女共同参画に関する市民意識調査〈平成23年6月実施〉)

	n=100	票数	%	前回調査
1 友人・知人に相談した	36	36.0%	13.3%	
2 家族に相談した	19	19.0%	6.7%	
3 警察に相談した	3	3.0%	0.6%	
4 医師に相談した	3	3.0%	1.3%	
5 公的な機関や相談窓口相談した	2	2.0%	0.8%	
6 民間の機関に相談した	3	3.0%	0.2%	
7 その他	3	3.0%	1.0%	
8 どこにも誰にも相談しなかった	44	44.0%	19.6%	
無回答	6	6.0%	64.3%	





④下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の概要

「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」は、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」策定にあたり、下妻市民の男女共同参画に関するご意見を伺い、今後の基礎資料として活用することを目的として、平成23年6月15日から6月30日に実施しました。

調査対象は下妻市内にお住まいの満20歳以上の男女から無作為に抽出した1,500人に、調査票を郵便により配布し、無記名にて郵送回収しました。

【回収結果】 ■回収票数：713票 ■回収率：47.5%

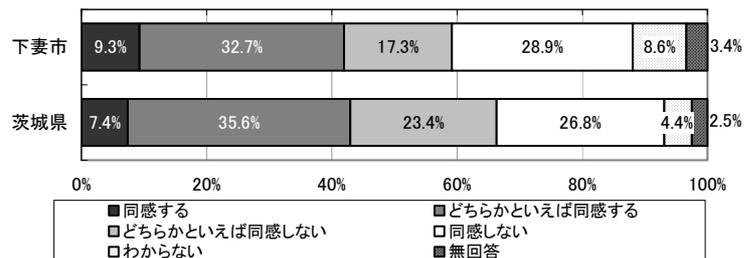
【調査項目】 ■回答者ご自身のことについて

- 男女の平等全般について
- 家庭生活について
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
- 労働環境について
- 地域での活動について
- 学校教育について
- 男女の人権について
- 男女共同参画社会について

【結果の概要】

●設問 あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどのように思いますか。

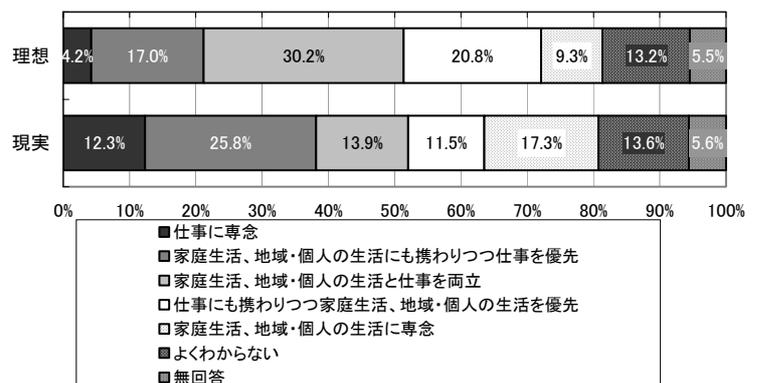
	票数	%	県調査
1 同感する	66	9.3%	7.4%
2 どちらかといえば同感する	233	32.7%	35.6%
3 どちらかといえば同感しない	123	17.3%	23.4%
4 同感しない	206	28.9%	26.8%
5 わからない	61	8.6%	4.4%
無回答	24	3.4%	2.5%



「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感しない」もしくは「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合（46.2%）が、「同感する」もしくは「どちらかといえば同感する」と回答した人の割合（42.0%）をやや上回っています。県調査では「同感しない」もしくは「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合が50%を超え、下妻市よりも多くなっています。

●設問 あなたの仕事と生活の調和に関する理想と現実についてうかがいます。

	理想	現実
1 仕事に専念	4.2%	12.3%
2 家庭生活、地域・個人の生活にも携わりつつ仕事を優先	17.0%	25.8%
3 家庭生活、地域・個人の生活と仕事を両立	30.2%	13.9%
4 仕事にも携わりつつ家庭生活、地域・個人の生活を優先	20.8%	11.5%
5 家庭生活、地域・個人の生活に専念	9.3%	17.3%
6 よくわからない	13.2%	13.6%
無回答	5.5%	5.6%



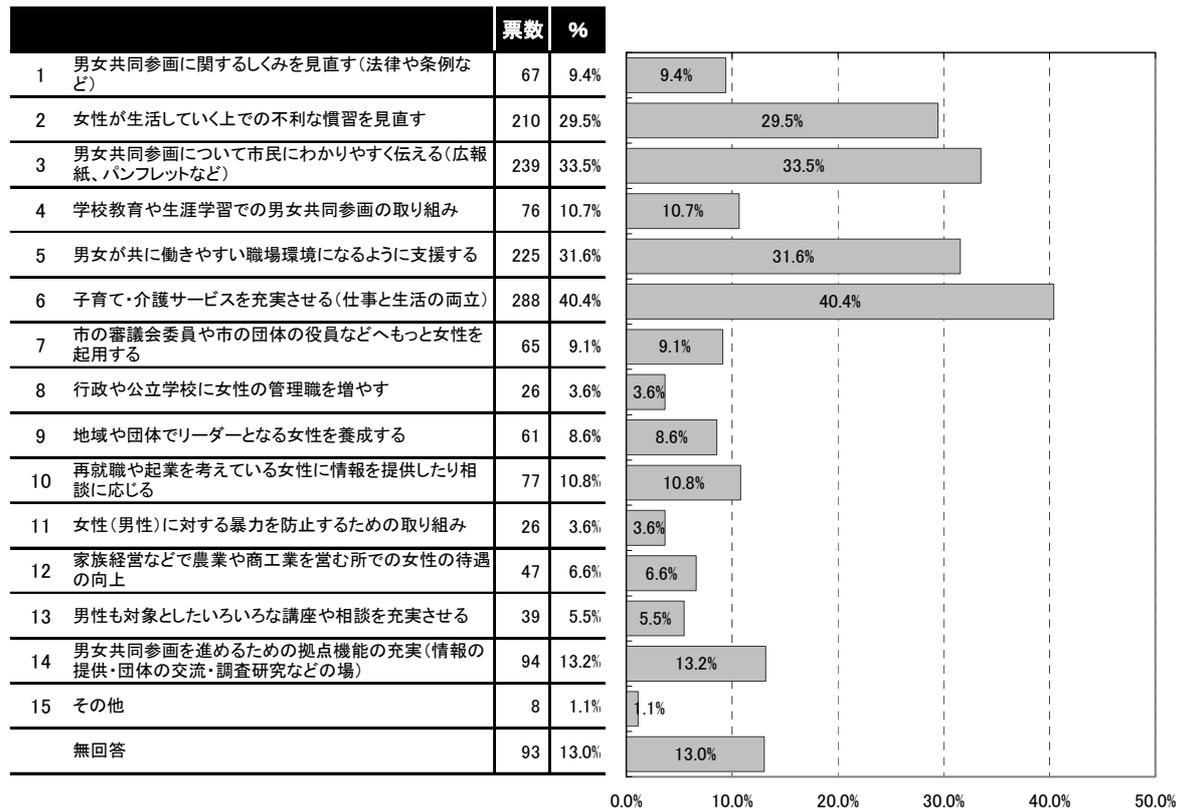
3章 ■ 男女共同参画を取り巻く現状

理想では『家庭生活、地域・個人の生活と仕事を両立』(30.2%)と回答した人が一番多く、次いで『仕事にも携わりつつ家庭生活、地域・個人の生活を優先』(20.8%)となっています。

現実では『家庭生活、地域・個人の生活にも携わりつつ仕事を優先』(25.8%)と回答した人が一番多く、次いで『家庭生活、地域・個人の生活に専念』(17.3%)となっています。

理想では両立を望んでいるものの、現実では『家庭生活、地域・個人の生活と仕事を両立』は13.9%で、『仕事にも携わりつつ家庭生活、地域・個人の生活を優先』は11.5%に留まっています。

●設問 今後、男女共同参画について、市がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。



『子育て・介護サービスを充実させる』(40.4%)、『男女共同参画について市民にわかりやすく伝える』(33.5%)、『男女が共に働きやすい職場環境になるように支援する』(31.6%)、『女性が生活していく上での不利な慣習を見直す』(29.5%)が高くなっています。

子育て支援や職場環境の向上など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みが求められていることが分かります。



 4章 ■ プラン策定の基本的考え方 

4章 ■ プラン策定の基本的考え方

1. プランの基本理念

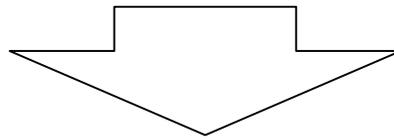
下妻市では、国の男女共同参画基本計画及び茨城県の男女共同参画基本計画との整合を図り、一体的に男女共同参画社会づくりを目指していきます。

■ 男女共同参画社会基本法基本理念 ■

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

■ 茨城県男女共同参画推進条例基本理念 ■

- 男女の人権の尊重
- 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調



このように国・県の示す基本理念を踏まえ、下妻市では一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、市民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会を築いていくこととなります。

それでは、“男女共同参画社会を築くこと”とはどのようなことでしょうか。

それは、互いを認め、互いのチャレンジを支援していけるような社会を作ること、男女が社会的に平等に認められること、それぞれが社会に平等に関わること、そして共に責任を担い男女が共同して成り立たせる社会を目指すことと考えます。

そこで、本計画の基本理念を

「広げよう 心と心がつながる社会 ～大切なパートナー 対等なパートナー～」

と決めました。

● 下妻市男女共同参画推進プラン基本理念 ●

広げよう 心と心がつながる社会

～ 大切なパートナー 対等なパートナー ～



2. プランの目標

本プランの基本理念

「広げよう 心と心がつながる社会 ～大切なパートナー 対等なパートナー～」の実現を目指し、4つの基本目標を掲げます。

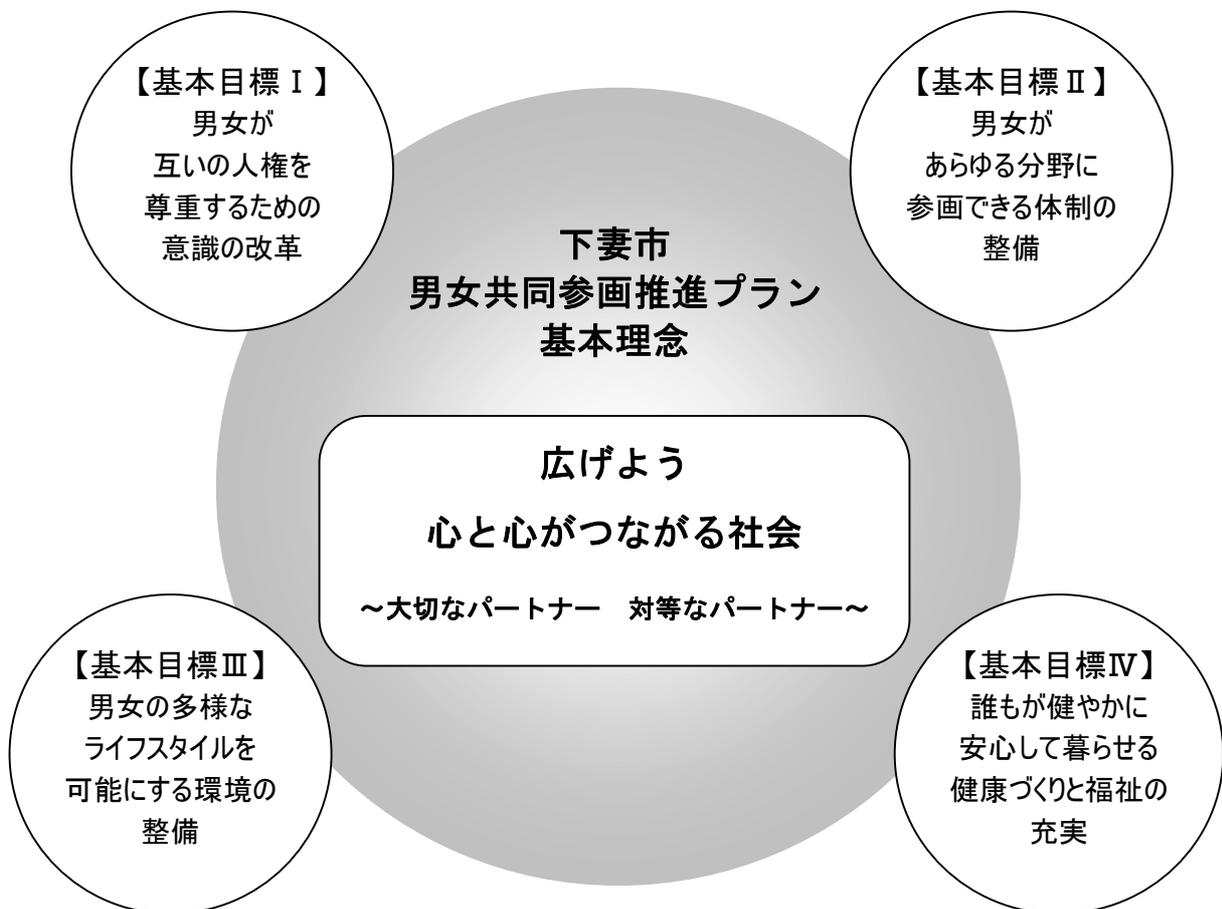
I 「男女が互いの人権を尊重するための意識の改革」

II 「男女があらゆる分野に参画できる体制の整備」

III 「男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」

IV 「誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実」

4つの基本目標に沿って、これまで培ってきた下妻市の地域性を大切に市民一人ひとりの個性や考え方を尊重し、共に責任を分かち合い認め合いながら、国際社会の一員として国際的協調に努め、心と心がつながる、生き生きと暮らせる下妻市らしい男女共同参画社会を目指します。



3. 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向性
I 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し (2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進
	2 男女共同参画を推進するための教育の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化
II 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大
	2 男性、子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画
	3 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進
III 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1 男女の仕事と生活の調和	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発 (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
	2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保	(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援
IV 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実	1 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援
		(2) 妊娠出産に関する健康支援
	2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備
		(2) 援助が必要な家庭への支援



 5章■施策の展開 

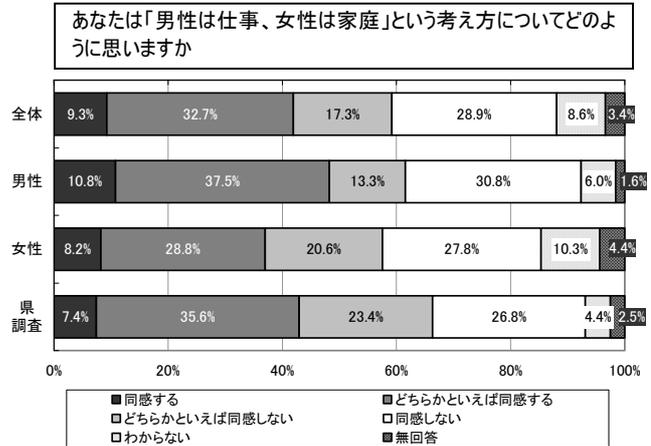
基本目標 I

男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

◆本市の現状と課題◆

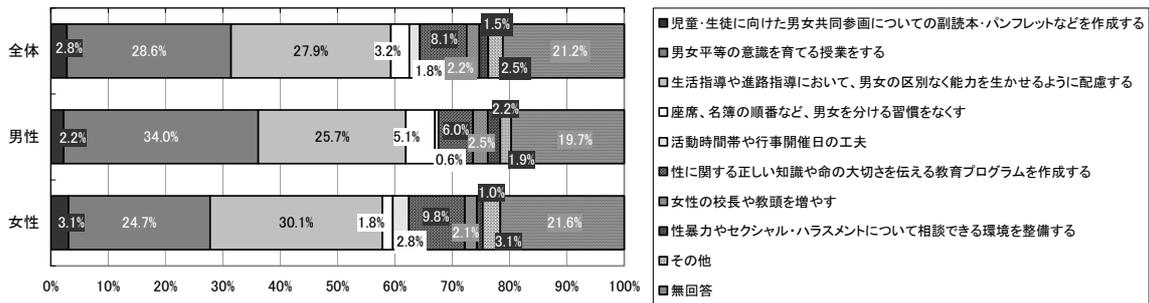
■「男性が仕事、女性は家庭」という考え方はまだ根強く残っています■

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感する」または「どちらかといえば同感する」市民は42.0%、「同感しない」または「どちらかといえば同感しない」市民は46.2%となっています。固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。



■男女平等意識を育てる教育や意識改革のための効果的なPRが求められています■

学校教育(小・中学校)のなかで男女平等を進めるための取組みとして、特に何に力を入れるべきだと思いますか



市民意識調査によると男女平等を進めるために力を入れるべきことについては、「副読本・パンフレットを作成する」と回答した市民が28.6%、「男女平等の意識を育てる授業をする」が27.9%とおり、男性では「副読本・パンフレットを作成する」の割合が高く、女性では「男女平等の意識を育てる授業をする」の割合が高くなっています。

■DVの被害者の多くはどこにも誰にも相談できないと感じています■

市民意識調査によると、一度でもパートナーからの暴力を受けたと答えた人が、そのことについて誰かに打ち明けたり、相談したかをたずねたところ、一番多かった回答は「どこにも誰にも相談しなかった」でした。一方「公的な機関や相談窓口」との回答は一番少なく、気兼ねなく相談できる体制が必要です。

パートナーから暴行を受けことについて誰かに打ち明けたり、相談しましたか

どこにも誰にも相談しなかった	44.0%
友人・知人	36.0%
家族	19.0%
無回答	6.0%
警察	3.0%
医師	3.0%
民間の機関	3.0%
その他	3.0%
公的な機関や相談窓口	2.0%

「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年



◆施策の体系・目標指標◆

男女共同参画社会の形成を目指し、これまで培ってきた下妻市の地域性を大切にしながら、性別によって中立でない社会制度や慣行の見直しを着実に進めることにより、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女共同参画社会の形成に必要な法律や制度などの理解促進を図っていきます。

また、男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるものが教育・学習であることから、学校教育、生涯学習において、男女共同参画を目指す教育を積極的に推進していきます。

さらに、男女間のあらゆる暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、これらの状況を克服していくことは、緊急の課題となっています。暴力を許さない環境づくりに向けた啓発や相談体制の充実に努めるとともに被害者の保護、支援、セクシャル・ハラスメントの防止対策を図っていきます。

基本目標	主要課題	施策の方向性
男女が互いの人権を尊重するための意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	(1)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し (2)意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進
	2 男女共同参画を推進するための教育の充実	(1)男女共同参画を推進する教育・学習
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

■目標指標	■内容	H23 → H28
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感しない」もしくは「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合の拡大を目指す。	46.2%→50.0% (参考)50.2% 茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書(平成22年)
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において「学校教育の場で」男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	64.4%→70.0% (参考)64.6% 新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成18年)
DV被害を受けたと回答した人のうち「どこにも誰にも相談しなかった」市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」においてパートナーからの暴力の経験があり、そのことについて「どこにも誰にも相談しなかった」と答えた人の割合を下げることを目指す。	44.0%→20.0% (参考)19.8% 新下妻市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(平成18年)

主要課題 1

男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し

性別にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しを図るため、その背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会形成のための効果的な広報啓発を進めます。そのため、「下妻市男女共同参画推進条例」に基づき推進体制の整備・充実や意識啓発事業の推進を図ります。

① 推進体制の整備

「下妻市男女共同参画推進条例」に基づき、全庁的な連携のもと、男女共同参画社会の構築に向け、社会制度・慣行の見直しのための取組を推進します。また、市民、事業者、団体、関係機関との連携・協働により男女共同参画の推進を図ります。

② 意識啓発事業の推進

子どもから高齢者まであらゆる世代の市民を対象に、男女共同参画の形成やその意義についての理解を深め、男女平等意識を醸成するための、講演会やセミナーなど広報・啓発活動を推進します。

(2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進

市民が人権尊重の理解を深め、男女平等意識の高揚を図るため、市民を取り巻く動向や実態を調査するとともに、意識啓発のための情報提供に努めます。また、市民一人ひとりに保証された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応などについて、正しい知識が得られるよう、法律や制度についての理解の促進を図ります。

① 情報提供と法制度等の理解促進

男女共同参画に関する全国的な動向や市民意識などを的確に把握するとともに、男女共同参画に関する情報、女性の人材情報などを積極的に提供していきます。

また、市民、事業者、団体（行政区、PTA、各種団体）などを対象に、女子差別撤廃条約、男女共同参画基本法、育児休業制度などの法制度について、あらゆる機会を捉えて分かりやすい広報に努め、その理解促進を図ります。



主要課題2

男女共同参画を推進するための教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

生涯学習、学校教育の場において、男女平等意識の醸成を図る教育を推進します。そのため、男女共同参画に関する理解の促進を図るとともに、教育に携わる指導者の意識啓発に努めます。また、性別に関わりなく多様な選択を可能とする教育や学習機会の充実を図ります。

①男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

多様化する市民ニーズに対応しながら、男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する研修会や講演会などを実施するとともに、多様な生き方の選択を可能にするため男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や能力開発などの推進に努めます。

②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どものころから男女共同参画の理解を促すことが重要であるとの認識にたち、小中学校において人権教室などの男女平等教育を推進するとともに、子どもたちが職業選択などにおいて性別にとらわれず多様な選択を出来るよう、男女共同参画の視点に立った職業意識の醸成や進路指導の充実に努めます。

主要課題3

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

男女間におけるあらゆる暴力の根絶を目指し、あらゆる世代に対する啓発活動を推進することにより、男女間の暴力の根絶に向けた環境づくりに努めます。また、被害者に最も身近な行政として、相談体制の充実や被害者の状況に応じた切れ目ない支援に努めます。

さらに、セクシャル・ハラスメントは人権侵害であるという認識に立ち、セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発に努めます。

①男女間の暴力根絶に向けた環境づくり

男女間の暴力を未然に防止するため、配偶者からの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的な暴力など、被害者が脅威を感じる全ての行為が該当することや、被害者自身がDVを受けていること自体を認識していないことが多いことから、DVに対する基本的な認識について、様々な機会を捉えて啓発に努めます。

また、デートDVなど若い世代の男女間におけるDVが課題になっていることから、市民に対する啓発を推進するとともに、学校教育においてもDV防止対策の推進を検討します。

②被害者の保護・自立支援

市民にとって最も身近な自治体である市の果たす役割は重要であることから、国・県等関係機関を含めた被害者支援のネットワーク、DVの相談に対応している機関等を周知していくとともに、下妻市における相談体制の強化に努めます。

また、被害者の保護にあたっては、被害者の安全を最優先に、関係課、関係機関の連携により、切れ目ない支援を図っていきます。

さらに、DVの問題を抱えている家庭では、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育などあらゆる関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

③セクシャル・ハラスメント防止対策

雇用の場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に向けて、市内企業を対象に事業主の意識改革を促すための意識啓発を推進するとともに、パンフレット・広報などによる啓発に努めます。

また、教育、地域、医療・福祉、スポーツなどあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発を進めます。





基本理念の公募案

(検討会委員)

生かす個性 男女を越えて 支え愛

～おもいやり わかちあい のびやかに
ひとりひとりが輝くまち～

支えあい・認めあいの社会へ
～男女共同参画社会の実現へ～

互いを思い合う ころころのまち下妻
～生き生きと輝く人 まち 下妻市～

男女の特性を認め、互いに助け合う社会をめざして
～手を取りあって ささえあう
互いに敬う 共同社会下妻～

基本目標Ⅱ

男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

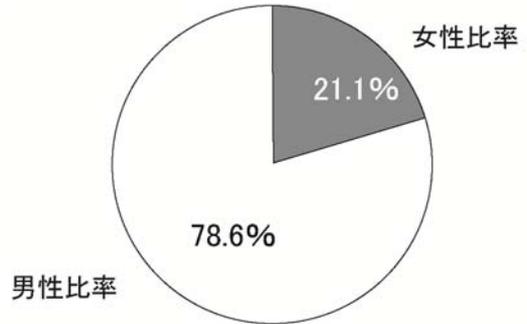
◆本市の現状と課題◆

■政策・方針決定過程への女性の参画の促進が望まれます■

下妻市における審議会等の女性の登用率（平成23年4月1日現在）は21.1%と茨城県市町村平均（23.0%）より低くなっています。積極的に女性を登用することにより、政策・方針決定過程における女性の参画の拡大を図っていく必要があります。また、市内企業等における女性の方針決定への参画拡大について支援を図っていく必要があります。

資料：内閣府男女共同参画局

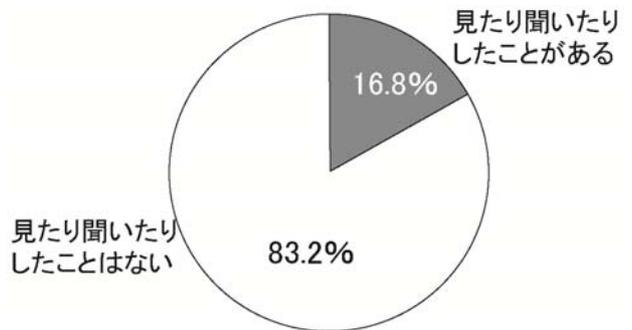
下妻市の審議会等における女性の登用状況
(平成23年4月1日現在)



■幅広い層の市民に男女共同参画の意識を高めてもらうための積極的な啓発が必要です■

市民意識調査によると、「下妻市男女共同参画推進プラン」を見たり聞いたりしたことがあると回答した市民は16.8%と少なく、認知度が低いことがわかります。また、20歳代～30歳代における認知度は、全体の割合よりさらに5ポイント以上下回っており、関心が低い世代に向けた男女共同参画推進プランの周知が必要と考えられます。

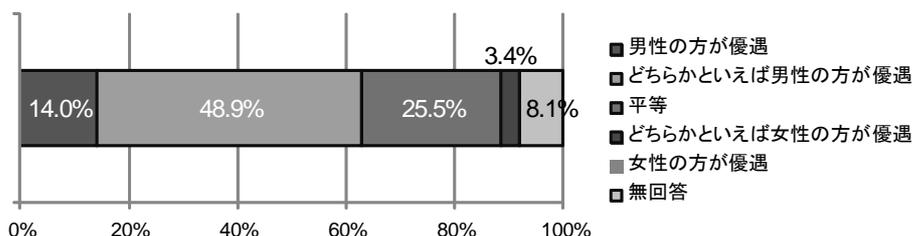
「下妻市男女共同参画推進プラン」を見たり聞いたりしたことがあると回答した人の割合



■地域社会の中心は慣例的に男性であり、男女の地位が平等と感じている人は僅かです■

市民意識調査によると、町内会、自治会などの住民組織の中で「男女の地位は平等になっている」と回答した市民はわずか25.5%で、60%以上の市民は「男性の方が優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」されていると感じていることがわかります。

あなたは、町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位は平等に感じていますか



「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年



◆施策の体系・目標指標◆

政治、経済、社会など多くの分野における政策・方針決定過程への女性の参画においては、人口の半分を女性が占めているにもかかわらず、未だ過小代表となっており、男女の意見が公平・公正に反映されない状況にあります。政策・方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考えを反映させるため、実行性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を推進するとともに、雇用分野における女性の参画拡大を促進します。

また、男女共同参画社会の形成は女性のみならず、「男性にとっても暮らしやすい社会である」との認識にたち、男性にとっての男女共同参画を推進するとともに、次代を担う子どもたちが個性と能力を十分発揮できるように子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。

さらに、地域社会における様々な問題を解決するためには多様な視点が必要であることから、防災・防犯・交通安全、環境などあらゆる分野において男女共同参画の視点で取り組むよう活動を支援します。

基本目標	主要課題	施策の方向性
男女があらゆる分野に参画できる体制の整備	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(1)行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大
	2 男性、子どもにとっての男女共同参画	(1)男性、子どもにとっての男女共同参画
	3 地域社会における男女共同参画の推進	(1)地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

■目標指標	■内容	H23 → H28
審議会等の女性の登用率	下妻市の審議会等における女性比率の拡大を目指す。	21.1%→30.0% (参考)30.0% 「第5次下妻市総合計画」における成果指標（平成29年度目標値）および第3次男女共同参画基本計画（平成22年）の成果目標（平成27年）
男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「男女共同参画社会基本法」という言葉を見たり聞いたりしたことがありと答えた人の割合の拡大を目指す。	28.8%→40.0% (参考)36.6% 茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（平成22年）
町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「町内会、自治会などの住民組織の中で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	25.5%→30.0% (参考)28.4% 茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（平成22年）

主要課題 1

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大

各種審議会・委員会への女性の参画など、市が直接取り組むことができる分野については、具体的な数値目標を設定し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するとともに、雇用分野での女性の参画の拡大を図ります。また、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには女性のエンパワーメントが不可欠であることから、長期的な視野で人材育成を図るとともに、本市女性職員の管理職への登用、職域の拡大に努めます。

①政策・方針決定の場への女性の参画促進

各種審議会・委員会への女性の参画促進を推進するため、団体への働きかけや市民公募枠の拡大、職務指定の見直し検討など、あらゆる分野において女性を積極的に登用し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めます。また、女性の管理職への登用や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む企業を支援します。

②女性の人材育成等

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、女性の参画拡大を積極的に推進します。また、各種団体など様々な分野で活躍する女性や市内の女性団体を対象とした意識啓発を図ります。さらに、人材の育成、掘り起こしを進めるとともに、女性の人材情報の提供を推進します。

③女性職員の職域拡大

女性職員の管理職への登用を図るとともに、これまで女性が担ってこなかったあらゆる職域において女性職員を登用するなど、女性職員の職域の拡大を積極的に進めます。

また、先進的な取組や指導的な地位に立って活躍している女性などの情報を啓発紙等において提供することにより、女性が管理職として社会的責任を担っていくことに対する理解促進を図ります。

主要課題 2

男性、子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画

男性自身の固定的な性別役割分担意識を取り払い、長時間労働の見直し、男性の地域生活や家庭生活への参画について理解促進を図るための啓発に努めます。また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することで、子どもたちが将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。



①男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画の意義について男性を対象にした意識啓発を図るとともに、男性の家事や子育てへの理解を深めるために、講座・教室やセミナーなどを実施します。

子どもや若い世代に対し、男女共同参画の理解促進や意識啓発を推進します。また、理工系分野などへの進学や進出を促進するため、児童・生徒が科学への関心を高めるための授業の充実を図ります。

主要課題3

地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

市民にとって、家庭に次いで身近な生活の場である地域社会における男女共同参画の推進は、とても重要です。古くからの習慣が色濃く残る農業などの分野における男女共同参画を推進します。また、少子・高齢化や単身世帯の増加等の問題や先の東日本大震災の際に見直された地域コミュニティの大切さを教訓に、各種ボランティアの養成・活動支援に努めるとともに、防災・防犯、環境分野における女性の地域活動への参画促進に努めます。

①地域活動における男女共同参画

農業などの家族経営における女性の地位向上を図るため、女性の労働の適正評価や労働環境の整備などを進めるとともに、女性リーダーの育成、女性の起業支援を促進します。

また、女性の感性や視点をまちづくりに取り入れるための活動、ボランティア活動や地域活動への参加を促すために講習会の開催や各種ボランティア活動を支援します。

さらに、市政モニター制度の実施など、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進します。

②防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

地域における様々な課題を男女共同参画の視点にたって解決していくため、防災・防犯・交通安全などの分野において、組織の運営や活動の進め方など方針決定への女性の参画を促進するとともに、計画策定などにあたり男女共同参画の視点を盛りこみます。

さらに、災害時に被災者支援活動を円滑に進めるための防災ボランティアの養成や地域パトロール、消防団への女性の加入など実践的な活動を促進します。

③環境分野での男女共同参画

女性は環境保全意識が高く、資源のリサイクル活動などにおいて保全活動を担ってきた経緯があることから、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

基本目標Ⅲ

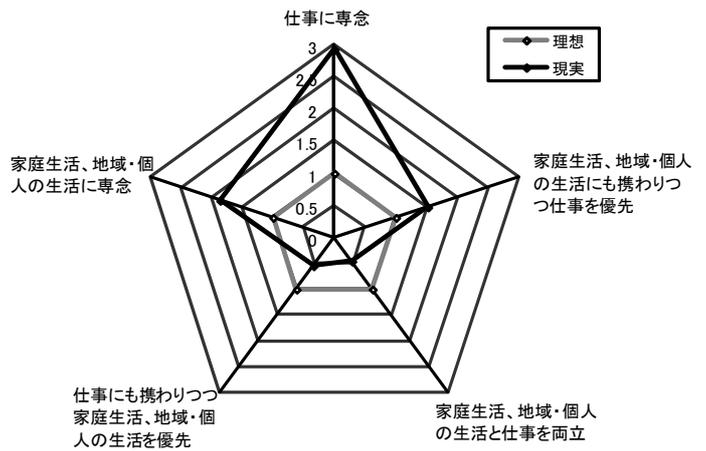
男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

◆本市の現状と課題◆

■市民が描く理想と現実を近づけていく必要があります■

「仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス」に関する理想と現実を「理想」を基準にして見ると、現実の『仕事に専念』は理想の3倍、『家庭生活、地域・個人の生活に専念』は理想の2倍、『家庭生活、地域・個人の生活にも携わりつつ仕事を優先』は理想の1.5倍と、いずれも理想のバランスに比べて仕事優先に傾いていることが分かります。さらに、現実の『仕事に携わりつつ家庭生活、地域・個人の生活を優先』『家庭生活、地域・個人の生活と仕事を両立』は理想の半分と、個人の生活を思うように送っていないことが分かります。

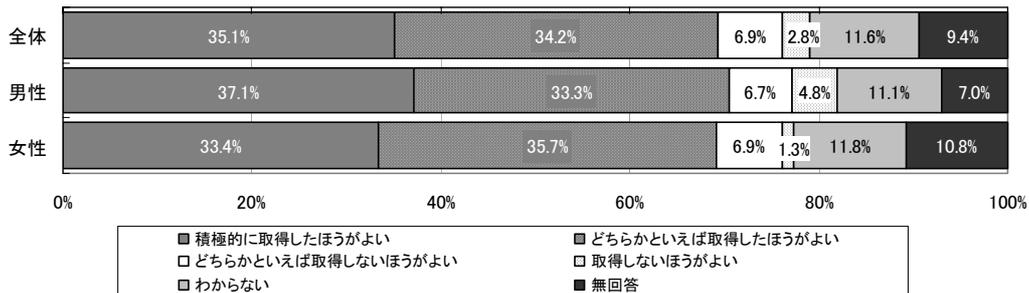
「あなたの仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスは」という設問に対し、理想と現実をたずねました



* 理想の「あなたの仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランスは」という設問回答者数を基準値とし、理想の回答者数を現実の回答者数で割った数値をレーダーチャートで表しています。

■男性の育児休業取得など、仕事と生活の調和を実現するための支援が必要です■

制度を利用して男性が育児休業を取得する事についてどう思いますか



「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年

市民意識調査によると、「積極的に取得したほうがよい」もしくは「どちらかといえば取得したほうがよい」が69.3%となっています。また男性では70.4%、女性では69.1%と、男性の方が取得に肯定的になっています。

男性の育児休業の取得について、社会的認識を高めていくことにより、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。



◆施策の体系・目標指標◆

男女が社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域活動のバランスがとれた生活ができる環境づくりが必要であることから、子育て支援と連携しながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指した環境づくりに取り組みます。

男女雇用機会均等法の基本理念に基づき、男女が差別されることなく雇用の機会や待遇を確保できるよう支援に努めるとともに、多様な働き方が選択できるように、就労環境の整備を支援していきます。

基本目標	主要課題	施策の方向性
男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1 男女の仕事と生活の調和	(1)仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発 (2)仕事と子育ての両立支援の推進
	2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保	(1)地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

■目標指標	■内容	H23 → H28
ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を見たり聞いたりしたことがある」と答えた人の割合の拡大を目指す。	21.6%→50.0% (参考)50.0%以上 第3次男女共同参画基本計画（平成22年）の成果目標（平成27年）
男性の育児休業を取得した方がよいと思う市民の割合	H23年「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」において、男性が育児休業を「どちらかといえば取得した方がよい」（34.2%）との答えから「積極的取得した方がよい」に移行する人の割合の拡大を目指す。	35.1%→50.0%

基本理念の公募案

（検討会委員）

みんなが輝くまち 下妻

持ち味を 発揮できる 参画社会

主要課題 1

男女の仕事と生活の調和

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、従来の仕事優先の働き方を見直し、家庭生活や地域活動とのバランスのとれた生活が求められていることについての意識啓発を進めるとともに、行政や市内企業における仕事と生活の両立ができる職場環境の整備を促進します。

また、男女の仕事と生活の調和を実現するために不可欠な子育て支援の充実を図ります。

①ワーク・ライフ・バランスの推進

市民がやりがいや充実感を持って働き、健康で豊かな生活をおくるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の気運の醸成や長時間労働の抑制、多様な働き方を認められる就業環境、男性の家事・育児参画の促進などの必要性について、あらゆる機会を活用し意識啓発に努めます。そのため、市が率先して、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を推進します。

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

全ての子育て家庭を対象に総合的な子育て支援や子育て家庭を対象とした経済的な支援の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立に係る負担の軽減を図るため、保育サービスや子育て相談体制の充実に努めます。

①総合的な子育て支援の充実

子どもの豊かな心を育む読み聞かせなど子育て中の親子が集い、悩みや情報交換などの交流の場を提供します。また、安心して仕事と子育てが両立できるように、援助を受けた人と援助をしたい人のネットワークづくりを支援します。

②保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病、災害、事故等に対応するため、保育サービスの充実を図ります。また、放課後児童対策や子どもの居場所づくりなど、子どもが健やかに育つ環境を整えます。

③子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の生活の安定と子どもの健全育成、保護者の経済的負担軽減等を目的として、各種手当での支給を行います。

④子育ての相談体制の充実

子育てに関する様々な悩みや問題に対して相談・支援体制の充実を図ります。



主要課題2

雇用の場における均等な機会と待遇の確保

(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に資するため、市内企業に対する啓発に努めるとともに、働き方に関する法制度の周知に努めます。

また、多様な働き方が柔軟に選択できる労働環境の整備を目指した啓発を進めます。

① 地元企業における就労環境の整備支援

男女の均等確保が実現され、女性が活躍できる環境づくりを実現するためには、事業所や団体のトップの意識改革が最も重要であることから、市内企業に対し、あらゆる機会を捉えて意識啓発を図ります。また、市民に対しては、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令や育児休業制度、介護休業制度など各種制度の周知に努めます。

働く婦人の家や勤労青少年ホームにおいて、活動の場の提供や講座を通して働く男女の支援に努めます。

② 多様な働き方の支援

多様な働き方を柔軟に選択でき、その能力を充分発揮していくことができるよう、職業能力開発や再就職支援などチャレンジ支援について広報等により啓発していきます。

基本理念の公募案
(検討会委員)

男女共同参画社会をめざして
～認め合い 共につくろう わがまち下妻～

きずきあう みんな 男女の未来は 私の未来

基本目標Ⅳ

誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

◆本市の現状と課題◆

■男女の生涯にわたる健康づくり、性差に応じた健康支援が必要です■

市民が生涯にわたり健康に暮らすための取組として、母性保護や母子保健の充実、男女の性差に応じた取組など、様々な健康支援に努めています。

市が実施する健康づくり支援においては、男女の生涯にわたる健康づくり、性差に応じた健康支援を進めていく必要があります。

下妻市のがん検診実施状況の推移(子宮がん、乳がん、前立腺がん)

(単位:人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
子宮がん	1,069	1,070	1,070	962	972	943	927
乳がん	905	819	934	1,037	1,114	813	904
前立腺がん	940	888	844	958	1,079	1,149	1,041

※各検診は、集団検診であり医療機関検診を除く。

資料:保健センター

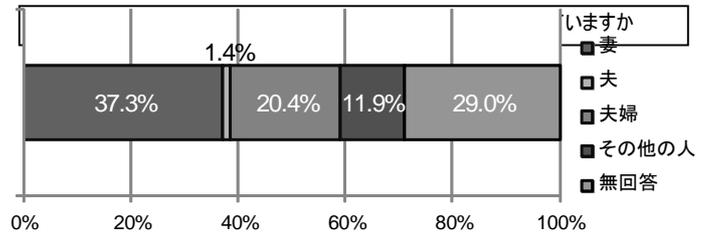
※子宮がん検診は、20歳以上の方が対象。

※乳がん検診は、30歳以上の方を対象とし、年齢によって超音波検査、エックス線検査を実施している。

※前立腺がん検診は、50歳以上の方が対象。

■安心して利用できる福祉の充実が求められています■

市民意識調査によると、現在配偶者のいる家庭で「病人や高齢者の介護」の役割を主に担っているのは誰かという設問では、『妻』が37.3%となっており、『夫』はわずか1.4%にとどまっています。介護の現場において、女性の負担が大きいことが分かります。



「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」平成23年

介護する家族の負担を減らしていくとともに、高齢者・障害者が気兼ねなく安心して利用できる医療・介護の充実が望まれます。



◆施策の体系・目標指標◆

男女が心身および健康について、互いの身体的性差を理解し思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成において大変重要であることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な取組や、男女の性差に応じた健康支援に努めます。

また、ひとりで暮らす高齢者、介護・養育が必要な高齢者・障害者とその家族、ひとり親などの援助が必要な家庭や異文化の中で生活している外国人の方などに対しては、男女共同参画の視点に立ち、安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標	主要課題	施策の方向性
誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実	1 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援 (2)妊娠出産に関する健康支援
	2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1)高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備 (2)援助が必要な家庭への支援

■目標指標	■内容	H23 → H28
子宮がん、乳がん、前立腺がん検診の受診者数	女性特有の疾病である子宮がん、乳がん検診及び、男性特有の疾病である前立腺がん検診の受診者数の向上を目指す。	子宮がん 927人 → 1,200人 乳がん 904人 → 1,100人 前立腺がん 1,041人 → 1,200人
要介護認定者が何らかの介護サービスを受けている率	介護する家族の負担を減らすとともに、安心して利用できる介護の充実を目指す。	81.2% → 95.0%

※平成23年9月現在の要介護認定者1,609人、介護サービス利用者1,306人
資料：保健センター・介護保険課

基本理念の公募案

(検討会委員)

男女共同参画社会をめざして
～互いを尊重し 支えあう いきいき下妻～

主要課題 1

生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう生涯を通じた男女の健康をあらゆる面から支援するとともに、各種検診、情報提供、支援体制を確立します。

①生涯を通じた男女の健康保持・増進

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関して、市民への意識の浸透を図ります。

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするため、住民基本健診の実施や保健医療サービス等の情報の提供を行います。

②男女の健康づくり支援

生活習慣病のための正しい栄養・食生活、食育や健康づくりの普及など、地域の食生活改善運動を推進するため、食生活改善推進員を育成します。また、市民の健康保持・増進、体力の向上を支援するための運動教室などを実施します。

(2) 妊娠出産に関する健康支援

女性の健康にとって大切な妊娠・出産期を安心して過ごせるように妊娠・出産期における女性の健康管理の充実に努めるとともに、周産期医療や小児医療の充実、母子の健康診査や相談事業等、健康増進や育児の不安解消のための支援に努めます。

①母性保護の環境整備

妊娠・出産に関する知識の普及や妊婦および乳児の保健管理の向上を図るための健康診査を実施します。

②母子の健康増進の環境整備

母子の健康の増進や乳幼児の健康管理等の知識の普及などを図ります。

③乳幼児の健康支援

乳幼児の健やかな発達を促すための教室や保護者の子育ての不安等を解消するための各種相談事業を開催し、母親同士の仲間づくりの支援に努めます。



主要課題2

誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、高齢者・障害者が、家庭や地域の中で健康で安心して暮らすための環境を整備します。また、介護・養育の当事者は女性が多いという実態を踏まえ、介護・養育している家族の負担の軽減を図ります。

①高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、高齢者の生きがいつくりや、介護予防、生活自立支援、相談体制の充実に努めます。また、必要に応じた高齢者福祉サービス、介護保険サービス等を実施していきます。さらに、介護をしている家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

②障害者が安心して暮らせる環境の整備

障害を持つ市民とその家族が安心して社会生活が送れるよう、生活支援や自立支援に努めます。

(2) 援助が必要な家庭への支援

ひとり親家庭や援助が必要な家庭の生活の安定を図るための支援をします。また、男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人が異文化の中で安心して生活できるよう支援に努めます。

①ひとり親家庭への支援

母子家庭の生活の安定を図るため、就職に役立つ資格取得の支援をします。また、ひとり親家庭に対しては学資金など経済的援助を実施します。

②援助が必要な家庭への支援

援助が必要な家庭における健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するために、医療費の一部を助成します。

③多文化共生の推進

外国人女性は、言葉の違いや価値観の違い、地域における孤立などの困難を抱えるケースが多いことから、行政情報の外国語による提供や相談体制の充実などの支援に努めます。



 6章■実施事業計画 

基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し

① 推進体制の整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
下妻市男女共同参画推進条例等の適切な運用	男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。	市民協働課

② 意識啓発事業の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男女共同参画推進事業への参加促進	男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	市民協働課
男女共同参画推進事業講演会の開催	男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、毎年1回講演会を開催します。	市民協働課

(2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進

① 情報提供と法制度等の理解促進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供	市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。	市民協働課
男女雇用機会均等法にかかる諸施策の普及	国及び関係機関から、男女雇用機会均等法にかかる制度・施策における広報依頼があった際は、お知らせ版へ掲載します。	産業振興課
情報通信技術 (IT) 講習会の実施	ワードやエクセル等、またメールやインターネットなどを学習する講習会等を実施し、情報が遮断されがちな高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援します。	公民館
分かりやすい広報紙等の作成	広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するよう努めます。	全庁
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により提供し、啓発・普及に努めます。	市民協働課

2 男女共同参画を推進するための教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

① 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
人権教育研修会の開催	高齢者学級の一環として、1回2～3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。	公民館
人権教育講演会の開催	人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、公民館運営審議会委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、福祉団体、市職員を対象に、人権教育講演会を開催します。	教育委員会



男性の料理教室の開催	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	公民館
総合型地域スポーツクラブの創設及び育成	性別や年齢、障害の有無などに関係なく、住民が自由にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの新規の創設を目指すとともに、既設クラブが住民の主体的な運営により、多くの人々が生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを推進します。さらに、クラブの活動を通し、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交流促進や青少年の健全育成に努め、活力ある地域社会づくりに寄与することも目指します。	生涯学習課
学校施設開放事業の実施	市内小中学校の体育館及び校庭を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。	生涯学習課

②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
人権教室の開催	毎年、人権週間(12月4日～12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。	福祉課
小学校理科教育推進事業	県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の理科の授業における教科担任制の実施と授業公開 ・小学校サイエンスサポーターの配置（市独自） ・おもしろ理科教室の開催 ・理科教育に関する教職員向け研修会への参加 ・大学教員等による科学自由研究の指導への児童・保護者の参加 	指導課
生徒指導トータルサポートセンター運営事業	生徒指導トータルサポートセンターに教育相談員を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室の運営を通して、通室児童生徒を支援します。 ・学校訪問、家庭訪問等を通して、児童生徒や保護者に教育相談を行います。 ・学校、家庭、関係諸機関と連携を図りながら、学校不適応傾向の見られる児童生徒の支援を行います。 ・電話による教育相談を行います。 ・東日本大震災で避難してきた児童生徒や保護者の支援を行います。 ・発達障害をもった児童生徒と保護者の支援を行います。 	指導課

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

①男女間の暴力根絶に向けた環境づくり

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた広報・啓発活動を行います。	市民協働課
性に対する正しい知識の普及	市内各小中学校で身体の発育や性機能の発達について説明し、命の大切さや他人を思いやる心、性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に行います。	保健センター

6章 ■ 実施事業計画

②被害者の保護・自立支援

母子等保護の実施	やむを得ない事由により住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図ることについて、必要な相談や援助を行うことにより、母子の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
行政相談の実施	総務大臣から委嘱された行政相談委員として、下妻市では2名が活躍し、国の行政全般についての苦情や意見・要望等を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度および運営の改善に生かす事業を行います。	市長公室
人権相談（困りごと）事業の実施	法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名（任期3年）が、特設相談日（人権擁護委員の日：6月、及び人権週間期間中：12月）と定期相談日に、相談を受け付けます。	福祉課
心配ごと相談事業の実施	心配ごと相談員8名、弁護士2名が、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、その福祉の向上を図ることを目的とし、相談事業を実施します。 第2、第4火曜日が法律相談（要予約）、第3火曜日が一般相談（先着順）	社会福祉協議会
児童虐待防止事業の実施	児童虐待防止推進月間（11月）に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。	子育て支援課
子ども対象の防犯教育の実施	市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。	指導課

③セクシャル・ハラスメント防止対策

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
セクシャル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施	セクシャル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を行います。	市民協働課



基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大

①政策・方針決定の場への女性の参画促進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
審議会等への女性の参加促進	各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。	全庁
男女共同参画推進事業への参加促進（再掲）	男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	市民協働課
農山漁村男女共同参画事業推進の支援	家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。	農政課

②女性の人材育成等

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
女性団体との連携促進	市内の女性団体との連携を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。	市民協働課
下妻市まちづくり女性スタッフ制度の充実及び活動の促進	女性の感性と視点を市政に取り入れるとともに、女性の積極的な行政参画を図ることを目的に、市政への提言や、市政についての調査研究、勉強会、市内施設見学会等を開催します。	市民協働課

③女性職員の職域拡大

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
期日前投票立会人及び投票立会人への女性登用	期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若者の登用の推進を図ります。	総務課
市職員の職域の拡大	管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。	総務課

2 男性、子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画

①男性、子どもにとっての男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男性の料理教室の開催（再掲）	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	公民館
小学校理科教育推進事業（再掲）	<p>県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の理科の授業における教科担任制の実施と授業公開 ・小学校サイエンスサポーターの配置（市独自） ・おもしろ理科教室の開催 ・理科教育に関する教職員向け研修会への参加 ・大学教員等による科学自由研究の指導への児童・保護者の参加 	指導課

6章 ■ 実施事業計画

3 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

① 地域活動における男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
農山漁村男女共同参画事業推進の支援（再掲）	家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。	農政課
農業後継者育成支援事業の実施	農業経営についての研修、講習会を実施し、地域農業の担い手となる後継者を育成します。	農政課
市政モニター制度の実施	市政について、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進することを目的とする広聴制度を実施します。	市長公室
ボランティアの育成	障害者や高齢者の理解を深め、優しさや思いやりの心、また、助け合いの精神を養うことを目的に、ボランティア活動や地域の市民活動のきっかけづくりとなるよう入門編・体験編・活動編に分け、しもつまふくし塾として誰もが参加できる講習会を開催します。	社会福祉協議会
ボランティアサークルへの活動支援の充実	ボランティアサークルへの活動助成金の交付や、各サークルへの活動場所（福祉施設）との連絡調整や研修会などの情報提供により、各種ボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
ボランティア育成のための学習会の開催	ボランティア活動や福祉に関心を高め、これから活動をしたい人材を発掘、育成をすることを目的に、一般対象のボランティア入門講座を開催します。また、福祉教育への意識を高めるため、学校の教職員を対象にした「先生のための福祉体験講座」を開催します。	社会福祉協議会

② 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	災害時の避難生活に備えて、地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点を盛り込みます。	消防交通課
防犯活動（防犯ボランティア活動）の推進	市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。	消防交通課
消防団への女性の加入推進	女性に、下妻市消防団に加入していただき、本部付け団員として、住民に対する防火教育などの広報等を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。	消防交通課
交通安全教育の実施	各市内10分会（小学校区）で組織される、「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」による事業を実施します。 事業内容 ①保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育への協力推進 ②交通安全よいこの表彰、およびポスターコンクール等の表彰 ③地域、職域における交通安全座談会、映画会、講演会並びに講習会の開催等 ④立哨指導（交通安全協会下妻支部）	消防交通課
子どもを守る110番の家事業の実施	誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小・中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した、一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を展開します。	指導課



③環境分野での男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
ごみ減量推進員制度の充実	地域住民に対し、日常生活から排出されるごみの正しい知識の普及と、地域におけるごみ減量化について啓発を行うごみ減量推進員制度の充実を図ります。	生活環境課
環境保全等推進事業の充実	環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議をするため、下妻市環境審議会を置き、環境保全等推進事業の充実を図ります。	生活環境課
地球温暖化対策地域協議会の充実	市民及び児童生徒を対象とした温暖化対策の普及啓発活動の実施並びに温暖化対策に係る施策を会員から提言しています。	生活環境課

基本目標Ⅲ 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

1 男女の仕事と生活の調和

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発

① ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
市職員の時間外勤務縮減	職場の業務量を把握し適切な人員配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	総務課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供（再掲）	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により啓発し、普及に努めます。	市民協働課

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

① 総合的な子育て支援の充実

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
1歳児相談時読み聞かせの実施	幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、図書館職員と母子推進員が保護者に絵本を介した語りかけの大切さ、読み聞かせの方法等について話をします。実際に絵本の読み聞かせをした後、絵本の紹介等の個別相談も受けます。	図書館
図書館子育て支援事業の実施	幼児期からの読み聞かせ等により、知性だけではなく徳育も同時に育むことの大切さを伝えるとともに、事業を通して、保護者同士が情報交換などをして交流する機会を提供します。	図書館
子どもの遊び場設置・運営費補助事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費補助事業：子どもを育成する地域団体が設置する遊び場に対して、その経費の一部を補助します。 ・運営費補助事業：地域団体が設置した子どもの遊び場の運営費の一部を補助します。 	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業の実施	<p>安心して仕事と育児ができるように、子育ての援助を受けたい人、援助したい人が助け合う地域のネットワークをつくり、在宅でお子さんを一時的に預かります。</p> <p>利用会員 市内に在住・在勤し、生後3ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者</p>	社会福祉協議会
子育て支援事業「うえるきつず」の実施	<p>子育て支援の環境づくりに資することを目的とし、託児などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織して、会員間の相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対しセンターでサービスを行います。</p> <p>利用会員 市内に在住・在勤するおおむね6ヶ月から12歳の乳幼児・児童を抱える保護者。</p>	社会福祉協議会
おもちゃの広場（子育てサロン）の実施	子育て中の親子が集い、それぞれの地域性にあった内容で同じ悩みや情報交換ができる場所として、各地区で開設します。	社会福祉協議会



②保育サービスの充実

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
幼稚園預かり保育推進事業の実施	下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後又は夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。	学校教育課
保育の実施	児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童（0歳～小学校就学前）の保育をできない場合、保育を実施し（社会福祉法人の認可保育所への委託含む）、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。	子育て支援課
延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。	子育て支援課
一時預かり事業の実施	保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。	子育て支援課
子育て支援短期利用事業の実施	児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業（土日祝受け入れ可）	子育て支援課
児童福祉施設（保育所）子育て支援体制緊急整備事業	民間認可保育所における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤の保育士の雇用費用の補助を行い、民間認可保育所の乳児等の保育制度の充実を図ります。	子育て支援課
民間保育所運営費補助事業の実施	市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課
児童館整備・活動事業の実施	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かなものにするために児童館に対し、整備及び活動費の一部を補助します。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の実施	小学校低学年（小学校1年生から3年生）の児童で放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余裕教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

③子育て家庭への経済的支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
子ども手当の支給	中学校修了前の子どもを養育している者に対して手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全育成を目的に手当を支給します。	子育て支援課
チャイルドシートリサイクル事業の実施	下妻地区交通対策連絡協議会（下妻市・八千代町）では、6歳未満児の子どもにも着用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。	消防交通課
私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施	市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。	学校教育課
私立幼稚園保護者負担軽減事業の実施	私立幼稚園に就園する5歳児をもつ保護者に対し、負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的とし、1,000円/月を補助します。	学校教育課

6章 ■ 実施事業計画

④ 子育ての相談体制の充実

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
子育て電話相談事業の実施	家庭児童相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時・無料)	子育て支援課
民生・児童委員による子どもに関する相談活動の実施	民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)	子育て支援課
家庭児童相談室事業の実施	家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2人の相談員を配し、相談・指導業務を行います。	子育て支援課
子育てアドバイザー派遣事業の充実	個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、子育てOB(経験者)や保健師、助産師、保育士等で「子育てアドバイザー研修を修了した者」を特別な子育て支援が必要な家庭に派遣し、育児、家事等の援助や育児に関する具体的な技術指導などの養育支援を行います。	保健センター
子どもの発達支援連絡会の形成	関係機関のネットワークを強化し、障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。 メンバー：小児科医、常総保健所、筑西児童相談所、養護学校、ろう学校、小学校、保育園、幼稚園、教育委員会、福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会、保健センター 他	保健センター

2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保

(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

① 地元企業における就労環境の整備支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
下妻市働く婦人の家の管理・運営	男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要な援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置している働く婦人の家において、主に、働く女性のための文化講座の開催や女性のクラブ活動に場の提供を行います。	産業振興課
下妻市勤労青少年ホームの管理・運営	勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るために設置している、勤労青少年ホームにおいて、主に、青年文化講座の開催や勤労青少年のクラブ活動に場の提供を行います。	産業振興課

② 多様な働き方の支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
チャレンジ支援の広報等による啓発	関係機関の発行するチャレンジ支援のための研修会や講習会の情報を広報等により提供します。	市民協働課



基本目標Ⅳ 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

1 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援

①生涯を通じた男女の健康保持・増進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
住民基本健診の実施	生活習慣病予防・改善のための特定健康診査を市民に実施します。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となられた方には特定保健指導を実施します。また、胸部レントゲン・喀痰・前立腺がん・肝炎ウイルス検査は、該当年齢で希望される方に同時実施します。	保健センター
夜間応急診療所の開設	夜間に於ける市民の応急医療を行うため、土日祝祭日（元日を除く）に市保健センターにおいて診療します。	保健センター
休日在宅当番医事業の実施	休日に於ける市民の応急医療を行うため、日祝祭日（元日を除く）に市内医療機関が当番で診療します。	保健センター
保健医療サービス等情報提供の充実	市のホームページや広報紙への掲載、ポスターの掲示及びパンフレット、リーフレット、チラシの配布等により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。	保健センター
骨粗しょう症検診の実施	25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、随時健康相談を行います。	保健センター

②男女の健康づくり支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
食生活改善推進員の育成	食生活の重要性を認識し、生活習慣病のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を推進します。	保健センター
運動教室(昼の部・夜の部)の実施	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下	保健センター ・生涯学習課
健康相談事業の実施	特定健診や各種がん検診の場、電話や保健センター窓口で随時健康相談に応じます。	保健センター

(2) 妊娠出産に関する健康支援

①母性保護の環境整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
妊婦・乳児健康診査の実施	妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。	保健センター
子宮がん・乳がん検診の実施	子宮がん（20歳以上女性対象）及び乳がん（30歳以上の女性対象）の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。	保健センター

6章 ■ 実施事業計画

マタニティクラス開催	妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。	保健センター
保護者対象の学習講座・相談事業（子育て講座）の実施	妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。	保健センター

②母子の健康増進の環境整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
マタニティクラス開催（再掲）	妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。	保健センター
保護者対象の学習講座・相談事業（子育て講座）の実施（再掲）	妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。	保健センター
乳幼児健診・相談・訪問事業の実施	乳幼児の発育・発達のチェックを行い病気の早期発見、また食習慣やむし歯予防などの生活習慣の確立を図るとともに、育児支援の場として保護者の育児不安や悩みの相談等を行います。	保健センター
妊婦・乳児健康診査の実施	妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。	保健センター
各種団体からの依頼の健康教育・相談事業の実施	幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。	保健センター
就学時の健康教育事業の実施	市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防および歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。	保健センター
乳幼児の健康についての講演会の開催	乳幼児の健康や疾病や子どもの健康管理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。	保健センター
小児の応急処置の健康教室の実施	下妻消防署員や日本赤十字社の指導員等により、事故防止や子どもの応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。	保健センター
母子保健推進員の活動の実施	母子保健の向上を図るため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時の協力、遊びの交流会等の開催を通し、地域の母子の身近な相談役としてサポートするとともに、予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業の周知や啓発活動を行います。	保健センター

③乳幼児の健康支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
ママサロンの開催	生後1歳未満の子とその母親が集まり、お互いに育児の相談をしたり、情報交換などを行うことにより、育児不安の解消を図るとともに、子育て中の母親の仲間づくりの支援をします。	保健センター
パパのための沐浴講座	これから父親になる方をメインとし、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習を行い、父親の積極的な育児参加を支援します。	保健センター



びよびよ教室の開催	乳幼児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、健康、栄養、育児について相談を行い、子育ての悩みや不安の解消に努めます。また、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者：生後6か月～2歳0か月の乳幼児	保健センター
のびのび遊びの広場の開催	保育士の協力と指導を基に、遊びを通して集団性・社会性などを養うことを目的として、開催します。また、健康、栄養、育児について相談を行い、育児不安の解消に努めると共に、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者：2歳1か月児～就園前の幼児	保健センター
パクパク離乳食教室の開催	離乳開始前の母親及び家族を対象に、離乳食のスムーズな進め方と手法を学ぶことを目的に開催します。育児不安の解消にも効果があります。(対象者)第1子の家族。但し、おしらせ版や予定表にも載せているため、希望する方は第2子以降の方も受講可能です。	保健センター
こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	保健センター
母親クラブの活動支援	子どもの健全育成のために、母親たち(専業主婦等で自宅にて育児をしている)が自主的に交流及び地域活動することを支援します。	保健センター
子育てサークルの育成支援	育児にかかわる不安や悩みについて相談ができるよう子ども同士、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを目的として実施します。	保健センター

2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

① 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
介護予防等教室の開催(一次予防・元気高齢者)	高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。	介護保険課
介護予防等教室の開催(二次予防・元気高齢者)	虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。	介護保険課
介護教室の開催	高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。	介護保険課
ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の実施	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとり暮らしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。	介護保険課
高齢者学級の推進	毎年、市内全部の公民館教室で、概ね60歳以上の方を対象に高齢者学級を実施します。	介護保険課
在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の実施	介護保険や障害者自立支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動利用、提供の連絡調整を行います。	社会福祉協議会
地域包括支援センターの設置	地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題等に対して、相談、支援、援助等を行います。	介護保険課

6章 ■ 実施事業計画

愛の定期便事業の実施	在宅の 65 歳以上のひとりぐらし高齢者を訪問して、乳製品等を配布しながら、安否確認を行います。	介護保険課
ねたきり老人等介護用品購入助成券の支給	要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な要介護者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。 月 4,000 円	介護保険課
ねたきり老人等介護慰労金支給事業の実施	要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金（年額3万円）を支給します。	介護保険課
しもつま温泉無料入浴券の配布	(株)ふれあい下妻からの提供によるしもつま温泉無料入浴券（2枚）を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布します。	介護保険課
高齢者福祉タクシー利用助成事業の実施	高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。 対象者・在宅の75歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者 対象外・障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者	介護保険課
運動教室（昼の部・夜の部）の実施（再掲）	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下	保健センター ・生涯学習課

②障害者が安心して暮らせる環境の整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
すくすく相談の実施	障害及び疾病の早期発見、適切な療育の指導に務め、児の健全育成、保護者の育児支援を図るために、乳幼児健診や相談において、経過観察が必要な児（発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児）とその保護者を対象に総合的な相談を行います。	保健センター
小児リハビリ教室の実施	心身に障害を持つ児（肢体不自由児を主とした障害児）とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。	保健センター
障害児保育事業の実施	「特別児童扶養手当の支給対象障害児」で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。	子育て支援課
児童デイサービス支援事業の実施	障害児が、デイサービスセンターに通所し、文化活動や機能訓練を行うときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	福祉課
ホームヘルプ事業の実施	障害児・者が、身体介護、家事補助等のためのホームヘルプサービスを利用するときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	福祉課



短期入所支援（ショートステイ）事業の実施	障害児・者が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある 20 歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している人に支給することにより福祉の増進を図ります。	福祉課
重度心身障害児童福祉手当の支給	障害児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図るために、在宅児童の保護者に対して重度心身障害児童福祉手当を支給します。	福祉課
心身障害者扶養共済制度の実施	心身障害者の保護者が毎月一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡、または心身に著しい障害を有することとなった場合、心身障害者に年金を支給します。	福祉課

（２）援助が必要な家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
母子・寡婦自立支援事業の受付	高等技能訓練費等事業については、平成 24 年度から市が実施します。 就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で 2 年以上修学する場合に給付金を支給します。 (対象資格) ①看護師(准看護師を含む。) ②介護福祉士③保育士 ④理学療法士⑤作業療法士⑥その他必要と認める資格	子育て支援課
母子(父子)家庭児童学資金の支給	父又は母を欠く義務教育就学児の保護者に対し支給し、児童の精神的動揺をやわらげ、児童の健全育成を助長し福祉の増進を図ります。義務教育就学児 1 名 3,000 円/月	子育て支援課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない 18 歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。	子育て支援課

②援助が必要な家庭への支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
国民健康保険出産資金貸付事業の実施	国民健康保険法第 58 条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。	保険年金課
医療福祉制度による医療費補助事業の実施	妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。	保険年金課

③多文化共生の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
多文化共生、外国人への理解と支援	在住外国人との相互理解を深め、また、生活に必要な各課の業務について、外国語に翻訳したパンフレット等を作成します。	全庁



 7章■プランの推進体制 

男女共同参画社会を実現するため、「下妻市男女共同参画推進条例」、「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」に基づき、推進体制の充実、着実な進行管理に取り組んでいきます。

1. プラン推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、広報・就労・保健・医療・福祉・まちづくり等広範にわたっているため、あらゆる分野において男女共に参画できる体制の充実が重要です。

そのため、副市長を会長とした男女共同参画庁内推進会議を運営するとともに、庁内課長補佐、係長等で構成する検討会の活用により、全庁的な連携体制を継続し、総合的、効率的な観点からプランを推進します。

(2) 下妻市男女共同参画推進委員会

本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、家庭、学校、地域、行政等、あらゆる分野において推進されるべきものです。

そのため、市民の参画により男女共同参画社会の実現を目指す組織として下妻市男女共同参画推進委員会を運営します。下妻市男女共同参画推進委員会は、下妻市の男女共同参画基本計画の策定及び変更や男女共同参画施策の推進状況、男女共同参画社会の形成の促進に関する様々な内容について審議する機関として、企業や産業関係団体の関係者、地域においてボランティア活動をされている市民の代表で構成します。

2. 関係機関との連携強化

(1) 市民との連携

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、市民一人ひとりの理解と取組が必要です。そのため、本プランを広く市民に周知し、あらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意思決定過程における市民との連携を図ります。

(2) 各種団体・機関との連携

市民と同様に地域社会及び職業生活に大きな影響力をもつ女性団体、ボランティア団体等をはじめ、企業等関係機関と連携を図りながら、プランを推進します。

(3) 近隣市町村との連携

近隣市町村との連携を図りながら、男女共同参画に関する施策の推進や情報交換等に努めます。

(4) 国及び県の関係各機関との連携

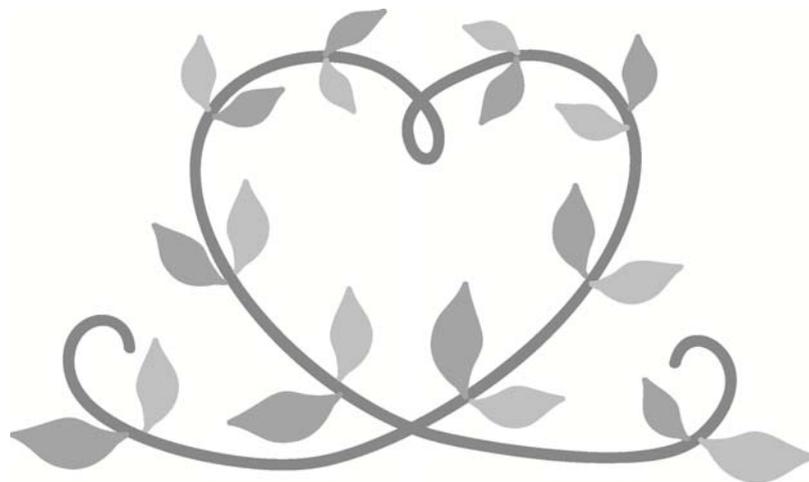
男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、下妻市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。



3. 着実な進行管理

推進プランの進行管理については、施策及び実施事業について進捗状況を把握し、施策の達成度や効果等を分析するとともに、必要に応じて事業等の見直しに効果的に反映していきます。

また、その結果について年次報告書を作成し、市民に公表します。





 ■ 資料 

1. 策定の経緯

年 月	内 容
平成 23 年 6 月 15 日～30 日	下妻市男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・回収票数 713 票／回収率 47.5%
平成 23 年 7 月 5 日	下妻市女性団体代表推進委員ヒアリング調査 ・回収票数 23 票
平成 23 年 8 月 4 日	第 1 回下妻市男女共同参画庁内推進会議・検討会合同会議 ・ 第 2 次下妻市男女共同参画プランについて ・ (仮称) 下妻市男女共同参画推進条例の制定について ・ 今後のスケジュールについて
平成 23 年 8 月 12 日	第 1 回下妻市男女共同参画推進委員会 ・ 第 2 次下妻市男女共同参画プランについて ・ (仮称) 男女共同参画推進条例の制定について ・ 今後のスケジュールについて
平成 23 年 8 月 25 日～9 月 16 日	第 2 次プラン各課原案調査
平成 23 年 10 月 17 日	第 2 回下妻市男女共同参画庁内推進会議検討会 ・ 基本理念について ・ 施策の展開 (具体的施策) について ・ (仮称) 下妻市男女共同参画推進条例 (たたき台) 案について
平成 23 年 10 月 24 日	第 2 回下妻市男女共同参画庁内推進会議 ・ 基本理念について ・ 施策の展開 (具体的施策) について ・ (仮称) 下妻市男女共同参画推進条例 (たたき台) 案について
平成 23 年 11 月 13 日	ポスター掲示による市民の意見聴取 (子育てフォーラム会場)
平成 23 年 11 月 17 日	第 2 回下妻市男女共同参画推進委員会 ・ 基本理念について ・ 施策の展開 (具体的施策) について ・ (仮称) 下妻市男女共同参画推進条例 (たたき台) 案について
平成 23 年 12 月 1 日～20 日	第 2 次下妻市男女共同参画プラン (案) パブリックコメントの実施
平成 24 年 1 月 17 日	第 3 回下妻市男女共同参画庁内推進会議検討会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について ・ 下妻市男女共同参画推進条例 (案) について
平成 24 年 1 月 24 日	第 3 回下妻市男女共同参画庁内推進会議 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について ・ 下妻市男女共同参画推進条例 (案) について
平成 24 年 2 月 2 日	第 3 回下妻市男女共同参画推進委員会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン (案) について ・ 下妻市男女共同参画推進条例 (案) について
平成 24 年 2 月 3 日～15 日	下妻市男女共同参画推進条例 (案) パブリックコメントの実施
平成 24 年 3 月 19 日	下妻市男女共同参画推進条例議決



2. 下妻市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会実現に向け計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画推進プランの推進に関する事。
- (3) 男女共同参画推進プランの実践活動に関する事。
- (4) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席若しくは資料の提出、又は調査を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

※平成24年度改正予定

3. 下妻市男女共同参画推進委員名簿（順不同）

下妻市男女共同参画推進委員会委員名簿（順不同）			
所 属	役 職	氏 名	備 考
市 議 会	下妻市議会議員	◎菊池 博	平成 23 年 8 月から
金 融 機 関	(株)常陽銀行下妻支店長	桑原 康	平成 23 年 8 月から
商工業団体	下妻市商工会青年部副部長	柴山 勝人	平成 23 年 8 月から
教育 関 係	下妻市立東部中学校校長	廣瀬 成男	平成 23 年 8 月から
福祉関係団体	ボランティア連絡協議会会長	中山 春子	平成 23 年 8 月から
農 業 団 体	JA 常総ひかり理事（下妻地区担当）	栗野 茂	平成 23 年 8 月から
知識経験者	茨城県男女共同参画推進委員	軽部 守彦	平成 23 年 8 月から
女 性 団 体	下妻市女性団体連絡会（下妻市婦人会）	○平井 美枝子	平成 23 年 8 月から
〃	下妻市女性団体連絡会（交通安全母の会）	塚田 ヒロ子	〃
〃	下妻市消費生活友の会代表	寺田 照子	〃

◎：委員長、○：副委員長



4. 下妻市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため、下妻市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進プランに関する施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長には副市長、副会長には教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会)

第5条 推進会議に、第2条に規定する事項を調査研究させるため、検討会を置く。

- 2 検討会の構成員は、16名とし各部より各2名、市長部局外より2名選出するものとする。
- 3 検討会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。
- 4 会長は、会議を招集し、会議における調査、検討等の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長

企画財務部長

市民部長

保健福祉部長

経済部長

建設部長

教育部長

会計管理者

※平成24年度改正予定



5. 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割

分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。



4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行す



る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6. 茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日

茨城県条例第 1 号

茨城県男女共同参画推進条例を公布する。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動



を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第 12 条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第 13 条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



7. 下妻市男女共同参画推進条例

下妻市条例第1号

下妻市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 市の基本的施策(第8条―第14条)

第3章 男女共同参画推進委員会(第15条―第16条)

第4章 雑則(第17条)

付則

国民は、法の下に平等であり、性別によって政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されないことが日本国憲法にうたわれています。

我が国においては、この日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、なお一層の努力が必要であることから、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題に位置付けられています。

下妻市においても、国及び茨城県の取組を受け、推進体制の整備、下妻市男女共同参画推進プランの策定、女性団体の育成等について、全庁的な取組の下に推進してきました。

私たちは、これまで市民が培ってきた歴史・伝統・文化及び市民を育ててきた自然・風土に基づく下妻市独自の地域性を大切にしながら、一人一人の個性と能力を生かし、充実した生き方を選択できる男女共同のまちづくりを目指します。

ここに、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別に関わりなく個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と就業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行えるようにすること。

(5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び茨城県と相互に連携して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その労働者の職業生活と家庭生活との両立が性別に関わりなく図られるようにするため、就労環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する行為の防止)

第7条 全ての人、性別を理由とする権利侵害を行ってはならない。

2 全ての人、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 市の基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第15条に規定する下妻市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(進捗状況の公表)

第9条 市長は、毎年、市が実施した男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況について公表しなければならない。

(調査及び研究)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(意見の申出)

第13条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を適切かつ迅速に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)



第14条 市は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準じるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努め、積極的に女性の登用を図るものとする。

第3章 男女共同参画推進委員会

（設置）

第15条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、下妻市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第16条 推進委員会は、次に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進状況に関すること。
- (3) 第13条第1項の意見に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次下妻市男女共同参画推進プランは、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

8. 第3次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会とは…

男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力を十分発揮することができる社会

第3次男女共同参画基本計画

- ・平成22年12月17日 閣議決定
- ・男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

特徴

①経済社会情勢の変化等に対応して、**重点分野を新設**

・下記の重点分野のうち、★が付いているものが新設分野

②実効性のあるアクションプランとするため、それぞれの重点分野に「**成果目標**」を設定

・第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目(延べ109項目)の「**成果指標**」を設定

(※「**成果指標**」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準)

③2020年に指導的地位に女性が占める割合を**少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を**

・中間目標の設定や多様なポジティブアクションを推進
・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④女性の活躍による経済社会の活性化や「**M字カーブ問題**」の**解決も強調**

・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

構成

第1部 基本的な方針

一 目指すべき社会・計画策定にあたっての基本的考え方・基本計画において改めて強調している視点・今後取り組むべき喫緊の課題

第2部 施策の基本的方向と具体的施策（重点分野）

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第2分野 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

○国内本部機構の強化

○政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

○第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

○地方公共団体や民間団体等における取組への支援

参考：内閣府男女共同参画局



9. 用語解説

用語	解説
育児休業法	育児休業は「労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業」で、法律は平成3年（1991年）に成立した。平成7年（1995年）には、介護の休業補償も組み込まれる改正が行われ、平成16年（2004年）改正では、育児休業の対象となる子の年齢の引き上げ（一部条件により1歳から1歳半へ）や、介護休業回数の緩和（対象となる家族1人につき1回のみ取得から、要介護状態に至るごとに1回へ）等が盛り込まれた。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（内閣府）
エンパワーメント（女性）	女性が個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。（茨城県）
家族経営協定	「家族経営協定」は、家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
キャリア教育	「キャリア概念」に基づいて、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」。端的には、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。（キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月28日））（文部科学省）
合計特殊出生率	15歳から49歳までの年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。
国際婦人年	昭和47年（1972年）の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年（1975年）を国際婦人年とすることが決定された。
国内行動計画	世界行動計画策定を受け、日本政府として取り組むべき目標や指針を明記した行動計画。以降も国連や世界の動きとともに、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な施策の推進を図ってきた。 最近のものは、平成7年（1995年）9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、平成8年（1996年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて策定された、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（2000年）度までの国内行動計画ー」（平成8年（1996年）12月）である。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。（内閣府）
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性

	<p>別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（内閣府）</p>
<p>仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）</p>	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、具体的には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。（内閣府）</p>
<p>次世代育成支援対策推進法</p>	<p>少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成 15 年（2003 年）に成立した。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国及び企業等に法の目的達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。</p>
<p>周産期医療</p>	<p>周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。（内閣府）</p>
<p>女子差別撤廃条約</p>	<p>昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。（内閣府）</p>
<p>世界行動計画</p>	<p>昭和 50 年（1975 年）、第 1 回世界婦人会議で採択された、国連加盟各国が女性の差別撤廃と地位向上に向けて、「国連婦人の 10 年」の期間中に取り組むべき指針を明記した行動計画。</p>
<p>世界人権宣言</p>	<p>世界人権宣言は、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、第 3 回国連総会で、すべての人の権利と自由を尊重、促進、確保することを努力するように、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。</p>
<p>世界婦人会議 （のちに世界女性会議へと改称）</p>	<p>昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性の差別撤廃と地位向上を目的とした国際会議。第 1 回（国際婦人年女性会議）は昭和 50 年（1975 年）メキシコシティで、第 2 回（「国連婦人の 10 年」中間年世界会議）は昭和 55 年（1980 年）にコペンハーゲンで、第 3 回（「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議）は昭和 60 年（1985 年）にナイロビで、第 4 回世界女性会議は平成 7 年（1995 年）に北京で開催された。</p>
<p>積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、</p>



	<p>男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)(内閣府)</p>
<p>セクシャル ・ハラスメント</p>	<p>継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。(茨城県)</p>
<p>男女共同参画社会 基本法</p>	<p>男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。</p>
<p>男女雇用機会均等法</p>	<p>昭和47年(1972年)「勤労婦人福祉法」として施行された雇用の分野における婦人の福祉の増進を目的とした法律が、女子差別撤廃条約批准のため、昭和60年(1985年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として制定され、男女雇用機会均等法として呼ばれるようになった。</p> <p>平成11年(1999年)の改正で雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律と改称され、雇用の分野における、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止された。平成18年(2006年)に二度目の改正が実施され、性別を理由とする差別禁止範囲の拡大(男女双方に対する差別的取り扱いの禁止、禁止される差別の追加・明確化)、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等、男女の雇用機会における均等の点がより強化される内容が盛り込まれた。平成19年(2007年)4月1日より施行される。</p>
<p>ドメスティック ・バイオレンス(DV)</p>	<p>「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることがある。</p> <p>「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。(内閣府)</p>
<p>配偶者暴力防止法</p>	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。</p> <p>被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。(内閣府)</p>
<p>メタボリック シンドローム</p>	<p>過食や運動不足等によって、内臓に脂肪が蓄積され、肥満症や高血圧症、高脂血症等生活習慣病といわれる病気になる危険性が高い状態。</p>
<p>リプロダクティブ ・ヘルス/ライツ</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。(内閣府)</p>

10. 相談窓口一覧（茨城県）

□女性プラザ男女共同参画支援室

相談内容：起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談
電話：029-233-3982（平日 9:00～17:00）

□茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会（女性プラザ男女共同参画支援室）

相談内容：男女共同参画に関する苦情・意見
電話：029-233-7837（平日 9:00～17:00）

□婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

相談内容：女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談
電話：029-221-4166（平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00）

□警察本部「女性と家庭の相談室」

相談内容：ストーカー行為、配偶者からの暴力に関する相談
電話：029-301-0110（代表）

□厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談
電話：029-224-6288（平日 8:30～17:15）



第2次下妻市男女共同参画推進プラン
広げよう 心と心がつながる社会 ～ 大切なパートナー 対等なパートナー ～
平成24年3月



発行・編集：下妻市 総務部 市民協働課 男女共同参画係
〒304-8501 茨城県下妻市本城町2-22

TEL:0296-43-2111 (代表)

FAX:0296-43-4214

E-mail:kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

HP:http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

